

官報

平成二十九年六月十四日

○第百九十三回 参議院會議録第三十二号

平成二十九年六月十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成二十九年六月十四日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(徳永エリ君外六名発議)

第五 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

平成二十九年六月十四日 参議院會議録第三十二号

○本日の會議に付した案件

一、日程第一より第六まで

一、國務大臣山本幸三君問責決議案(相原久美子君外一名発議)(委員会審査省略要求)

一、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)

一、法務大臣金田勝年君問責決議案(眞山勇一君外二名発議)(委員会審査省略要求)

一、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)

一、法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議をこの際議題とすることの動議(牧野たかお君提出)

一、法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議(牧野たかお君提出)

一、議院運営委員長山本順三君解任決議案(吉川沙織君外一名発議)(委員会審査省略要求)

一、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)

○議長(伊達忠一君) これより會議を開きます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長有田芳生君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(有田芳生君登壇、拍手)

○有田芳生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君から趣旨説明を聴取した後、地方議会選挙におけるビラ頒布解禁の意義、町村議会選挙のビラ頒布及び文書図画の自由化についての見解等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

日程第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

公職選挙法の一部を改正する法律案 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付) 外一件

平成二十九年六月十四日 参議院會議録第三十二号

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 たいだいま議題となりました両承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)は、平成二十八年十二月九日の閣議決定に基づき、平成二十九年四月十三日まで、北朝鮮籍の全ての船舶、北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶に加え、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶に関し、入港禁止措置が講じられたことについて、国会の承認を求めようとするものであります。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)は、本年四月七日の閣議決定に基づき、現在、入港が禁止されている特定船舶について、その入港禁止の期間を平成三十一年四月十三日まで二年間延長する措置が講じられたことについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、国土交通大臣より順次趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百三十九
反対 〇

よって、両件は全会一致をもって承認することと決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(徳永エリ君外六名発議)を議題といたします。

まず、委員長(徳永エリ君)の報告を求めます。農林水産委員長(渡辺猛之君)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔渡辺猛之君登壇、拍手〕

○渡辺猛之君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項を定めることにより、商業捕鯨の実施による水産業等の発展及び海洋生物資源の持続的な利用への寄与を目的とするものであります。

委員会におきましては、発議者徳永エリ君より趣旨説明を聴取した後、南極海及び我が国沿岸における捕鯨の在り方等について質疑が行われまし

たが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九
賛成 二百三十七
反対 二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長(長瀬喜伴)の報告を求めます。厚生労働委員長(羽生田俊君)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔羽生田俊君登壇、拍手〕

○羽生田俊君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合には、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとするなど、児童の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、要保護児童の保護に係る手続における司法関与及び保護者指導の在り方、一時保護所の現状及び課題、児童相談所及び家庭裁判所の体制強化の必要性、児童虐待の発生を予防するための取組等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を平成三十九年八月六日まで十年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長丹羽秀樹君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)外一件、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) この際、お諮りいたします。

相原久美子君外一名発議に係る国務大臣山本幸三君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外一名から、賛成者を得て、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されており、私は、会派を代表し、ただいま議題となりまし

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

白色票

青色票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) これより発議者の趣旨説明を求めます。相原久美子君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔相原久美子君登壇、拍手〕

○相原久美子君 民進党・新緑風会の相原久美子です。

た国務大臣山本幸三君に対する問責決議案の提案理由を説明させていただきます。

まず、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、国務大臣山本幸三君を問責する。

右決議する。

以上であります。

以下、提案理由を申し述べます。

去る五月三十一日、私は、この本会議場において、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案についての代表質問をさせていただきました。ちょうど二週間前のことで、その際に申し上げたことを、たった二週間後に、同じこの本会議場において再度同じことを繰り返さなければならぬことに、じくじたる思いを禁じ得ません。

昨日まで、内閣委員会では、国家戦略特区法等の一部改正案、そして昨日は我が党が提出の国家戦略特区の停止法案が審議されてきました。衆議院の審議時間を超える議論が行われ、何ゆえここまで時間を取って審議を行ってきたのでありましょうか。それは、国家戦略特区を使つて今治市に獣医学部の新設が認められたことに疑念が持たれたからです。

皆さん御案内のとおり、加計学園の理事長は、安倍総理の腹心の友です。この腹心の友のために便宜を図ったのではないかという疑念が浮上し、野党の議員が追及していました。衆議院では委員会採決後に、前川前文部科学省事務次官が、行政がゆがめられたと告発されました。

獣医学部は五十二年間新設が認められてきませんでした。その理由は明快で、全国的な需給は満たされているからであり、獣医学部新設のために、日本再興戦略改訂二〇一五に定められている四条件を満たさなければなりません。これは閣議決定です。

四条件とは、一つ、現在の提案主体による既存

獣医師養成でない構想が具体化、二つ、ライフサイエンスなど獣医師が新たに対応すべき分野の具体的な需要が明らかになること、三つ、既存の大学・学部では対応困難な場合、四つ、近年の獣医師の需要動向を考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。

しかしながら、今回の加計学園はこの四条件を満たしているとは到底言えないものであるばかりか、質疑の中では、この閣議決定に基づいて規制監督をつかさどる文部科学省、農林水産省などとの徹底検証がなされたという事実もないことが明らかになっています。ですから、前川前文部科学省事務次官は、行政がゆがめられたと言つて告発に踏み切りました。

この告発に対して、安倍総理は、現職中と言えばよかったという趣旨の発言をされていますが、安倍総理一強の中、まして内閣人事局で人事を官邸に握られている中で一官僚が言えるはずもないことは、この間の告発以降の人格攻撃を見れば明らかです。

真意を確認することなく、個人のスキャンダルを探し、マスコミを使つて報道をさせる、これこそ総理の言う印象操作以外の何物でもなく、とても許される行為ではないことは明らかであり、共謀罪が成立した後の運用を考えるととても恐ろしいことだと思えます。絶対に共謀罪も成立させるわけにはいきません。

さて、内閣委員会の審議で明らかになってきたことは、公平公正であるべき行政がゆがめられてきたことは、情報公開の不十分さにも言えることです。山本大臣は、戦略特区の担当大臣であるだけに、公文書管理担当でもあります。しかしながら、この間、私どもは、情報開示法に基づいて出されてきた今治市情報提示し、今回決定に至った各段階の情報開示、また、文部科学省で共有されていたとする文書等についても調査、確

認し、提出するよう求めてきましたが、大臣は、その担当であるにもかかわらず不誠実な答弁を繰り返すばかりでした。不都合なものには目をつぶるその姿勢は、国民に対する背信としか思えません。

本来、国家戦略特別区域に獣医学部を新設する計画について、文部科学省に官邸の最高レベルが言っている、総理の御意向などと記載されていると報道された段階で、内閣府からそういう発言をした官僚などの調査を自らリーダーシップを取って指揮を執るべきが大臣の責務であるはずで

す。にもかかわらず、その指揮を執ることもない大臣は、その任にあらずと言わざるを得ません。

また、五十数年ぶりとなる獣医学部の新設をなぜ加計学園と決定したのか、その具体的根拠についても委員会でも何度もたどられました。山本大臣からは、もう一方の名のりを上げていた京都府と京都産業大学を退けた明白な理由は、当初の全国的見地で選考するとしていた応募要件を昨年十一月に広域的に獣医師養成系大学等の存在しない地域に限りとしたこと以外、結局お答えいただくことがありませんでした。

しかも、その基準に特化して留め置けばよいものを、加計学園ありきを払拭させるためか、加計学園の提案内容の熟度が高い点について述べられようとされました。その中の一つに、地元の水産資源を対象とした感染症対策など、地元固有の資源に着目した、より具体的な内容になっているとの答弁をされました。これに対し、我が党の櫻井議員が具体の内容をたどしたところ、大臣は、その辺の詳しいところを十分に知っているわけではない、提案書の中にそういったことが書かれているからとしか答えられていません。

この間、大臣が何度も、最終的には私が判断する立場にあったと繰り返し返されていますが、提案書の内容すらも理解をされていない、すなわち、専

門家でもない大臣が最終判断をするような国家戦略特区の仕組み自体が間違いの根幹ではないでしょうか。

結局は加計学園ありきだったということに国民の疑念が行き着くのだと思います。だからこそ、トップダウン方式の国家戦略特区の仕組みがおかしいと考え、私たち民進党は、いま一度原点に立ち返り総点検をするべく停止法案を出させていたのだのです。

また、審議の中で、私は大臣の答弁に何度も愕然としたことがあります。

大臣は経済にはお強いと自信を持っていらっしゃるようで、六月一日には、規制緩和というのは新規参入を増やすわけですから供給を増やすわけですね、そのことによって価格が下がり、それで消費者は喜ぶ、経済の理論からいえば、供給を増やせば増やすほど社会全体の利益は上がるということ、人数は多ければ多いにこしたことはないとうとうと述べられました。

大臣、お子さんがいらっしゃるのかお孫さんがいらっしゃるかは存じませんが、子供たちが自分の進学について相談をされたとして、獣医師が増えれば勤め先も増えるから新設校へ進めとおっしゃるのでしょうか。また、昨日の審議でも明らかになつたように、確定もないままに、教授陣はそろっているから是非にと加計学園を勧められるのでしょうか。そもそも論として、教育を市場原理に委ねるその姿勢は許せないと思つたのは私だけでしょうか。

そもそも、今回獣医学部を新設する目的は、先端ライフサイエンス研究や感染症に係る水際対策などへの対応のためと言っていますませんでしたか。にもかかわらず、六日の質疑でも八日にも、またまた経済学理論を持ち出して、ベットの診療について価格の高止まりがある、もっと価格が下げた方がよいなどと繰り返し答弁をされています。産

業獣医師が少ないなどの指摘はされていますが、加計学園は、先端ライフサイエンス研究や感染症の水際対策のためではなく、ベット獣医師を増やす目的としている答弁であり、本来目的をおさな

りでよいと言っているようなものではありませんか。

また、五月三十日の記者会見では、獣医学部の新設に関して、国際機関による獣医学部のランキングでは東大が三十四位で、五十位以内に日本の大学は一校しか入っていない、長年にわたって認めなかったことで日本の獣医学部の質は落ちてい

ると発言し、委員会においても同様の発言を繰り返しています。

これに対して、全国大学獣医学関係代表者協議会と日本獣医学会は、六月八日、見解を発表し、

ランキングの低迷の背景にある最大の要因は、教育研究の根本的な基盤となる教員数、支援スタッフの数に日本と他国の間で大きな差があることを指摘した上で、山本大臣の発言について、公的な

場における根拠なき批判は、多くの先達を始め、現在、獣医学教育改善に取り組む全国獣医系十六

大学の教職員と獣医学生の実力を否定するものと強く大臣の発言を批判しています。

このような発言は、前回登壇で指摘した、事実

の確認がないままに学芸員を批判したり、大英博物館での事実に基づかない職員解雇を堂々と言い

切る姿勢と同じ轍を踏んでいるということなのです。

東京大学の専門課程で経済学部を転科される過程として理科一類に御入学された大臣であればこ

そ御理解いただいていると思いますが、科学研究の世界は一朝一夕に結果が出るものではありません。

昨年、ノーベル医学・生理学賞を受賞された大隅良典東京工業大学大栄誉教授は、基礎科学の重要性を訴えられており、数年で成果が上がるか否かで役に立つのかどうか判断することに警鐘を鳴らしています。我が国の現在の獣医学教育におい

ても同様のことが言えるのではないのでしょうか。このような大臣が、国家戦略特別区域法の本来目的である国民経済の発展及び国民生活の向上を考えているとはとても思えません。

参議院内閣委員会では、衆議院から法案が送付されてから、難波委員長を始め、上月自民党筆頭理事、そして与野党を問わず内閣委員会委員の皆さんの誠実な審議を続けてきました。それは、私たち議員は国民の負託を受けているという責務を受け止めているという自覚があるからだと思いま

す。

大臣は、諮問会議のメンバーに関しても、大変に高い見識を持つ有識者で議論がされてきていると答弁をされています。もちろん、そのような方たちもいらつしやると思います。しかしながら、我田引水をするような方が有識者だとはとても言えないのではないかと思います。与党の皆さんの中にも、有識者と言われる諮問会議のメンバーが与党審査も無視して決定していくことにじくじたる思いを持つていらつしやると思います。

世も末という言葉がありますが、このような利益誘導をされる有識者と呼ばれる方に政策をゆがめられていることに法案担当である山本大臣が同調されることに、担当大臣の資質はなにと断ぜざるを得ません。

六月十八日の会期末を目前に控え、遅かれ早かれ今国会は閉会とさせられてしまうのでしょうか。その上で、政権与党は、今回の加計学園疑惑、そして近日中に強引な採決を予定しているであろう共謀罪、また中途半端なままになっている森友学園問題等を国民はすぐに忘れるだろうと、ほとぼりが冷めてから次期国会を開催する腹積もり、こんなふうになつてはいけな

いのだと思います。その間に予定されるであろう文部科学省の大学設置・学校法人審議会における今回の獣医学部新設に係る設置認可の判断の可否が、そこに携わる

方々による真摯な議論を尽くした上での結果となることを切に願っております。

重ねて申し上げます。良識の府と言われてきたこの参議院で、内閣委員会は、真摯に国家戦略特別区域法等改正案について審議をしてきました。昨日、理事会においての合意を無視し、質疑予定者二人を残しての与党の不規則発言により委員会が散会となったことは……

○議長(伊達忠一君) 時間が経過しております。簡単に願います。

○相原久美子君(統) 国会の機能自体を与党自らが踏みしめ、良識の府としての参議院議員としての矜持すらも捨て去る暴挙だと申し上げ、最後にはその矜持を思い出し、この問責決議案に賛同いただくことを改めてお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。岡田直樹君。

(岡田直樹君登壇、拍手)

○岡田直樹君 自由民主党の岡田直樹です。

私は、ただいま議題となりました山本幸三國務大臣問責決議案に対し、自民・公明を代表して、断固反対の立場から討論いたします。

第百九十三通常国会の会期も残すところあと僅かですが、この国会で一部の野党諸君はどのような議論に力を注いできたでしょうか。振り返れば、今回の問責決議案の理由に挙げられた獣医学部設置などに余りにも多くの時間が割かれ、我が国の安全保障や経済政策といった議論はどこに行ってしまったのか、こんな思いを抱く国民も多いのではないのでしょうか。

我が国は、内外を問わず重大な問題に直面しており、その対応は待ったなしであります。内にあっては、少子高齢化や年金、医療費など社会保

障費の問題がございます。さらに、経済改革、構造改革をどのように加速し、経済の好循環を持続させるのか。若者の将来が明るい希望に満ちたものにするためには、経済の道筋をはっきりさせねばなりません。

外にあっては、北朝鮮の弾道ミサイル等の脅威は新たな段階に入っております。関係各国と協力して、北朝鮮の暴挙に歯止めを掛けなければなりません。また、一般市民を狙った無差別テロは国境を越えて発生しており、我が国にもいつ何ぞテロが発生してもおかしくない時代であります。一日も早く、国際社会と連携してテロを封じ込めなければなりません。

今、我々国会議員が行わなければならないことは、与野党議員が真摯にこれらの諸問題を議論し、お互いの持つ知恵を結集して対策を講じていくこととあります。この参議院での正々堂々とした議論を通じて、国民にその姿を示すべきではないでしょうか。

今回民進党が提出した理不尽極まりない山本國務大臣問責決議案の理由の一つに、獣医学部新設をめぐる事実の隠蔽に加担したとあります。獣医学部新設については、特区の指定、規制改革項目の追加、事業者選定のプロセス、いずれも関係法令に基づいて適切に実施されたことは、これまでの議論で明らかであります。

国家戦略特区は、そもそも、諮問会議で民間議員の方々が基本的に主導して決めていく仕組みになっております。この会議では曇りのない議論がされてまいりました。議事録も既に公開されており、議論の経緯が適切であったことは明白な事実であります。

鳥インフルエンザや口蹄疫等に備えた体制をどう整えるのか、その観点から新たな獣医学部が必要か、四国に一校も獣医学部がないことをどう考えるか、公務員獣医、産業獣医が不足している中

でどのように対応すべきかといった状況を勘案した上で、諮問会議での議論を踏まえて山本國務大臣が責任を持って判断されたのであります。

岩盤規制と言われる強固な規制を緩和するのは並大抵のことではありません。山本國務大臣は、長い間破れなかった強固な規制に穴を開けたのであります。にもかかわらず、行政がゆがめられたといつて質問を繰り返す一部野党諸君の有様は、政治主導を言っていた過去を忘れ、官僚主導、しゃくし定規な行政を懐かしむ姿のように見えるのではないのでしょうか。

国家公務員の天下り問題についても、山本國務大臣は、二度と国民から疑念を持たれることがないよう、全庁にわたり慎重かつ徹底的に調査を行っているとあります。霞が関全体を調査するわけでありまして、ある程度の時間を要するのはやむを得ないことであります。それを、天のりの実態を隠蔽しているとのそしりは到底受け入れることができません。

また、文化財観光の振興をめぐる不適切な発言は、ございましたが、直ちに謝罪し、修正をされました。その後は、従来にも増して、全力を挙げて地方創生、行政改革の司令塔として日々全力で職務に取り組んでおられます。週末ごとに地域経済を盛り上げようと各地方を奔走し、地方の自立による地域の活性化につながるよう、熱意を持って積極的にリーダーシップを取り、その責務を全うしておられる姿には、深い敬意を抱くほどであります。

一部野党からの全くのいわれなき問責を受けた山本國務大臣におかれては、これに屈することなく、これまでの経験、能力を存分に発揮し、国家国民のために十分御活躍をいただきたい。そのことを切に願ひ、問責決議に断固反対する旨訴えまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 神本美恵子君。

(神本美恵子君登壇、拍手)

○神本美恵子君 民進党・新緑風会の神本美恵子です。

ただいま議題になりました國務大臣山本幸三君問責決議案に対し、会派を代表して、賛成の立場から討論を行います。

討論に入る前に、言論の府である参議院において、討論の時間を制限し言論を封殺するような与党の国会を自らおとしめる行為に対して厳重に抗議をいたします。

山本大臣は、あつたことをなかつたことにしようとする大臣であります。国会の審議が進むにつれて、加計学園に対する疑惑がますます深まっております。前川前文部科学事務次官の告発や現職官僚の内部告発、そして情報公開請求により出されてきた今治市の資料、これらを調べれば調べるほど、加計学園ありきだったことが明らかになってきています。本来であれば総理自ら出席してその疑いを晴らすべきですが、今国会で党首討論が一度も行われていないことから明らかなように、安倍総理は説明責任を果たしていません。このような総理の態度を断じて許すことはできませんし、予算委員会での集中審議や党首討論を求めていきたいと考えます。

今般提出された国家戦略特区法案は、岩盤規制をドリルで打ち破り、世界で一番ビジネスがしやすい国を目指す安倍総理が、規制監督をつかさどる関係省庁を意思決定機関から排除し、規制改革を希望する民間有識者、あるいは事業者と関係地方公共団体の長、そして山本国家戦略特区担当大臣だけで決定する仕組みとなっております。

この特区制度による規制緩和は、国民や地域住民に対し、その決定過程について政府はしっかりと説明責任を果たさなければなりません。これこそ民主主義の基本であり、その責任者が山本幸三国家戦略特区担当大臣であります。

しかし、山本大臣は、安倍総理のお友達である加計学園をめぐる不透明な決定過程を問われる中で、責任者は私であります、私が決めましたと答弁を繰り返すばかりです。山本大臣は、一体誰に對して責任を取ろうとしていたのでしょうか。国民ではなく安倍総理、あるいは自分の口では言えないという総理の意を酌んだ内閣府に對してでしょうか。そのようなことが断じてあつてはならないのです。

また、国家戦略特区はトップダウンで決定され、与党の議員や関係省庁も意見が言えず、竹中平蔵氏に代表されるような、怪しげな民間人によつて決定されていきます。今回も、平成二十八年七月、神奈川県の特区内で規制緩和された家事支援外国人受入れ事業について、大手人材派遣会社のパソナが事業者として認定されましたが、パソナグループの会長は、諮問會議の民間議員の一人である竹中平蔵氏であります。また、農業分野で特区に指定された兵庫県養父市では、竹中氏が社外取締役を務めるオリックスの子会社オリックス農業が参入しており、審査する側が仕事を受注するという極めて不公平な事態が起きています。

与党の皆さん、この悪事を許してよいのでしょうか。私は、許すことができません。信じられないことに、山本幸三大臣は竹中氏を有識者として評価しているのですから、それだけで大臣失格であると言わざるを得ません。

以下、私が山本大臣の問責決議案に賛成する理由を具体的に述べていきたいと思います。

第一に、山本幸三大臣は法律を正しく理解することができないことです。

情報公開法第五号には、情報公開できない内容が次のように書かれています。「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不

当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」であります。

この法文から分かるように、審議、検討又は協議に関する情報である場合は情報公開を拒むことができますが、今回のように加計学園という結論が出てからは情報公開をしなくてはならないのです。

しかし、再三再四質問をしても、山本幸三大臣の答弁はいつも同じです。なぜならば、大臣自身が法文を読もうとせず、官僚の作った答弁書を読んだ繰り返し読んだだけだからです。そうしなければ総理を守れないからでしょう。法律違反をしてでも国民に真実を隠し続ける人に、大臣の資格はありません。

第二に、獣医学部の新設のためには、いわゆる石破四条件を満たしていなければなりません。しかし、山本幸三大臣は、何の根拠もなく、加計学園はこの条件を満たしていると答弁し続けていることです。

山本幸三大臣に對して四条件について一つ一つ質問していくと、下を向き、はつきりしない声でもごもご答弁書を繰り返し読むだけです。科学的根拠もなく、答へに窮すると、最後は開き直る。獣医学部の需給に對する神の見えざる手論は余りにお粗末です。国家戦略特区がこれほどまでにいいかげんな需給予測に基づいて指定されているのであれば、文部科学省の規制監督省としての抵抗は当たり前のものであります。

第三に、山本大臣は、教育機関に對して適切な判断ができないことです。

獣医学部の新設に意欲を見せていたのは加計学園だけではありません。京都産業大学も、国家戦略特区のワーキンググループでプレゼンテーションを行ったことがあります。二〇〇四年の北近畿

で発生した鳥インフルエンザの解決に向けて、京都産業大学の研究者と鳥インフルエンザ研究センターが京都府と協力して行ったことや、総合生命科学部を二〇一〇年に設立し、ライフサイエンスに向けて総合的な研究を行っていること等が紹介されました。何の実績もない加計学園とどちらがふさわしいのか。こんな簡単な判断もできないのが山本幸三大臣なのであります。

この実績を踏まえたなら京都産業大学の方がすばらしいのではないかと同僚議員の質問に對して、山本幸三大臣は、加計学園にはまだ獣医学部がないからという答弁でありました。京都産業大学にも獣医学部はありません。これだけの準備をしていながら、総理の腹心の友ではないという理由で落とされるのは、本当に大きな問題だと思ひます。

前川前文部科学事務次官は、行政がゆがめられた、あつたものをなかつたことにはできないと言つて告発されました。この勇氣ある行動は称賛に値するものです。しかし、信じられないことに、安倍政権では、国家権力を使い、前川前文部科学事務次官のスクランダルを探し、マスコミに報道させるという行為に出ました。とても許される行為ではありませんし、共謀罪が成立した後の運用を考へてくると、とても恐ろしいことだと思ひます。安倍政権の下で共謀罪を成立させるわけにはいかないことも、併せてこの場で申し上げておきたいと思ひます。

総理官邸は、前川前文部科学事務次官の発言に對して虚偽であるという趣旨の発言をされていましたが、もし本当にそう思われるなら、御本人は証人喚問も受けるとおっしゃっているのですから、国会の場で堂々と議論を行うべきだと思ひます。総理官邸が証人喚問に否定的であるという事実一つで、どちらが正しいかすぐに分かると思ひます。

私は、前川前文部科学事務次官と一緒に仕事をさせていただいた経験があります。彼の教育に對する熱意、常に学ぶ者の側に立つ姿勢があるからこそその告発だと私は受け止めました。

総理官邸からスクランダルが報じられた後、みんなの前川前事務次官のすばらしい点をアピールしたいと思つていたやさきに、週刊誌で、前田つちに助けられたという趣旨の記事が掲載されました。

○議長(伊達忠一君) 神本君、時間が超過しております。簡単に願ひます。

○神本美恵子君(統) 個人の人格を攻撃する総理官邸、それに対して何の言い訳もしなかつた前川前文部科学事務次官、どちらの言い分が正しいかは、良識ある議員の方だけに御理解いただけると思ひます。

前川氏を慕う若手官僚からだと思ひますが、勇氣ある内部告発が行われました。

○議長(伊達忠一君) 神本君、簡単に願ひます。

○神本美恵子君(統) 文部科学省は調査を行いました。おさなりの調査で国民の皆さんから批判を浴び、再調査をすることになりました。文部科学省の内部調査に對し、国民の多くの皆さんから批判を浴び、再調査を決定せざるを得なくなりました。この調査が犯人捜しであつては決してならないのです。

○議長(伊達忠一君) 時間が超過しております。簡単に願ひます。

○神本美恵子君(統) 国民に真実を明らかにするために、この結果については必ず国会議論をしなければなりません。

最後に、教育の現場にいた者として許し難い、山本大臣の発言について申し上げます。

これまでも、特区制度を利用して多くの株式会社立学校が設立されてきました。しかし、様々な問題が起き……

○議長(伊達忠一君) 神本君、時間が超過しております。簡単に願います。

○神本美恵子君(続) 廃校に追い込まれている例もあるのです。(発言する者あり)聞いてください。

教育の場である学校、学部を設置を特区という実験の対象にはいけないのです。失敗したときに最大の被害を被るのは学生、生徒です。失敗は許されないので。

山本大臣は、こういう教育の場である獣医学部を新設するに当たって、神の見えざる手という市場メカニズムを持ち出し、需要の見通しは困難であるとの強弁を続けました。

○議長(伊達忠一君) 時間が過ぎております。簡単に願います。

○神本美恵子君(続) これは、山本大臣が学生の未来を単なる消費財と考えていること、安価で買いたたき、要らなければ容易に捨ててしまえと考えていることが明らかであります。この意味で、山本大臣が、大臣どころか政治家としての資質に欠けていると言わざるを得ません。

○議長(伊達忠一君) 神本君、時間が過ぎております。簡単に願います。

○神本美恵子君(続) 第一次安倍政権で改悪される前の教育基本法の第十条には、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とあります。お友達のために、岩盤規制と称してドリルで穴を開け、市場メカニズムで教育をゆがめる安倍総理と山本大臣を認めることは断じて許せないことを申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 田村智子君。

○田村智子君(田村智子君登壇、拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました国務大臣山本幸三君問責

決議案に賛成の討論を行います。

第一に、加計学園の獣医学部新設をめぐる、官邸と内閣府の圧力によって行政がゆがめられたのではという、安倍総理の進退に関わる疑惑の究明に、国家戦略特区を担当する山本大臣が全く背を向けていることです。

私は、五月三十一日の本会議、翌日から四回の内閣委員会で、獣医学部新設の方針決定の過程、またその事業者として加計学園を決定した過程について、それが適正に行われたのかどうかを事実

に即してただしてききました。獣医学部新設については、二〇一五年六月、獣医師が新たに対応すべき具体的な需要が明らかになり、既存の大学・学部では対応が困難な場合などの要件を閣議決定しています。

これまでの審議で明らかになったのは、文科省、農水省ともこの要件に照らして獣医学部新設の必要性を認めていなかった、また、十一月九日の国家戦略特区諮問会議でも要件に照らした審議はないままに獣医学部新設が決定されたという事実です。

内閣府は、文科省、農水省との個別の協議を行ったのだと言います。しかし、省庁間でいかなる協議が行われたのかを検証できるように資料の提出を何度求めても、山本大臣は拒否し続けています。

一方で、文科省事務次官だった前川喜平氏は、内閣府の藤原審議官が文科省に、総理の御意向、官邸の最高レベルが言っていることと獣医学部新設を認めるよう迫っていたことを記者会見で明らかにし、証人喚問にも応じると述べています。その後、複数の文科省の現役職員からも、前川氏が指摘した文書が文科省内で共有されていたとの情報が発信されました。怪文書扱いする菅官房長官の発言、また、おさなりの調査で文書は確認できなかったとする文科大臣の説明に国民は納得せず、

とうとう文科大臣は文書の存在等について再調査に追い込まれました。

しかし、総理の御意向という圧力の発信源は内閣府です。昨年九月十六日、最後の省庁ヒアリングでも獣医学部新設に否定的だった文科省、農水省が、十一月九日までになぜ態度を変えたのか。

前川氏の証言、問題となっていた文書が唯一の合理的な説明ではありませんか。ところが、山本大臣は、内閣府職員への調査は必要ないの一点張りです。総理の御意向などの圧力はないというのならば適正な協議の証拠を示すべきなのに、資料提出さえも拒否をする。これでは、山本大臣自ら疑惑に蓋をしているのと同じではありませんか。断じて認められません。

第二に、山本大臣自らが、加計学園ありきで獣医学部新設の決定を強引に進め、そのことを事実で指摘されると、虚偽答弁までして自らの責任を認めようとしないうことです。

安倍総理は、五十二年ぶりの獣医学部新設を認めたものの、岩盤規制改革だと言いますが、この間の内閣委員会の審議で、総理の腹心の友が理事長を務める加計学園ありきで事が進められたことはもはや明らかです。

今治市への情報開示請求によって出てきた資料は、今治市が国家戦略特区に認定される前から、市職員が内閣府、そして首相官邸をも訪問していたことを示しています。これ以降、内閣府との協議は十回を超え、平成三十年四月開学というスケジュールも内閣府に示していたこと等が明らかになっていきます。

昨日の委員会質疑で、内閣府佐々木局長は、平成三十年四月というスケジュールを担当者レベルで共有していたことを認めました。また、最後の協議となった昨年十一月八日には、あろうことが、翌日の国家戦略特区諮問会議で配付する資料を今治市に渡していたことも明らかとなり、不適

切であったと答弁するに至っています。この中には、広域的に獣医師系養成大学等が存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を直ちに行うという、まさに獣医学部新設の方針決定案が含まれているのです。

こうした事実を示しているにもかかわらず、山本大臣はルールに従って決定したと強弁する。これは、もはや事実を覆い隠す虚偽答弁だと言わなければなりません。

国家戦略特区諮問会議の決定を受け、今年一月四日に獣医学部新設の事業者公募が行われましたが、山本大臣は、自身の判断で広島県・今治市特区に限定したと答弁しています。まさに今治市ありきです。

なぜ、広島県・今治市特区に限定したのかとの私の質問に、大臣は、当時提案があったのは京都府と今治市だけ、京都府の提案と比べて、今治市の提案は早期実現性で熱度が高かったと繰り返しました。京都府と京都産業大学の提案と今治市の提案を比較すれば、学術研究の専門性も鳥インフルエンザ対策の実績も、明らかに京都府の提案が圧倒的に熱度が高いと言わなければなりません。

さらに、山本大臣は、今治市が早期実現性で熱度が高い根拠として専任教員の確保を挙げましたが、今治市は、獣医学部開設の事業者については何一つ説明していません。教員の確保は事業者にしかできません。京都産業大学は十一人の獣医師を始め専門教員の確保をしているにもかかわらず、今治市の方が教員確保の面で早期実現性があるなどとなぜ判断できたのでしょうか。

昨日の私の繰り返しの質問に山本大臣は答弁不能となり、とうとう藤原審議官が、市が事業者候補と議論し資料を作ったと答弁せざるを得ませんでした。山本大臣が提案者でもない加計学園の計画を採用し、京都産業大学を排除した、これ以外に説明のしようがありません。

山本大臣、加計学園ありきで事を進めてきたといひかげんお認めになつてはいかがですか。なぜ加計学園と言えないのか、それを認めたら安倍総理の進退が問われるからではありませんか。安倍総理をかばうために虚偽答弁もいとわれない、このような大臣は日本の政治に百害あつて一利なし、即刻辞任すべきです。

第三に、山本幸三大臣が見識な暴言を繰り返して来たことです。

一番のガンは文化芸員と言われる人たちが、観光マインドが全くない、一掃しなければ駄目だ、四月十六日のこの発言は、事実誤認、そして芸員役を全く理解しない重大なものでした。翌日撤回しましたが、その後も、真意が伝わらなかつたと言ひ訳と、より一層観光マインドを持つていただきたいとの無反省ぶりを露呈しています。

文化財を保護し後世に伝えていくことがどれほど専門的かつ困難か、その仕事に当たる方々がどれほどの努力をしているか、専門的な知見から観光利用に待ったを掛ける芸員も必要不可欠の存在です。それを認めない発言は不見識に不見識を重ねるものだと言ひなければなりません。

獣医学部新設をめぐつても、山本大臣は、長年にわたつて獣医学部新設を認めなかつたことによつて日本の獣医学部の質は落ちていくとの発言を繰り返しています。今月八日、日本獣医学会、国内で獣医学部を持つ十六大学の関係者が連名で、根拠なき批判は教職員と獣医学生への信頼を低下させる」と抗議声明を発表しました。

大臣が根拠に挙げたのは国際的な大学ランキングですが、獣医学にとどまらず、ほとんどの分野で日本の大学は著しく順位を落としているのが実態です。その最大の要因は、大学の基盤的経費を削減してきたことにあります。大学の危機を政府自らつくりながら、既存の獣医学部をおとしめ

る、このような暴言を断じて許すことはできません。

以上の理由から、山本幸三大臣は即刻辞任すべきです。そして、加計学園問題は、安倍総理の進退こそ問われなければならない。安倍総理は国会質疑の場から逃げずに予算委員会等に即刻応ずるよう強く求め、問責決議案への賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されておりま

す。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

投票総数 二百三十八票
白色票 七十三票
青色票 百六十五票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後六時三十分開議

○議長(伊達忠一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

真山勇一君外二名発議に係る法務大臣金田勝年君問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外一名から、賛成者を得て、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されておりま

す。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。

本院は、法務大臣金田勝年君を問責する。
右決議する。

金田法務大臣の問責を求める理由を申し上げます。金田大臣が共謀罪法案をめぐる国会の質疑に今なお明確な説明をしていただけないから、これに尽きます。

私たち民進党は、共謀罪法案の徹底した審議を求め続けてきました。法案に対する国民の理解が広がっていないというより、むしろ、いや、この法案は怪しいという正しい理解が深まっていると言えないではないでしょうか。更なる熟議を求める声が今なお大半を占めているのが現状です。だからこそ、私たちは、昨日の法務委員会の開催に当たっては、採決をしないと確約するよう求めました。しかし、政府・与党は、採決をするともしないとも約束しませんでした。そして、法務大臣は相変わらずつじつまの合わない迷走答弁でのらりくらりと審議時間を浪費するばかりで、審議の中身はちっとも深まりませんでした。

そうした中で、同じ時刻に開かれていた内閣委員会会で採決の動議が出される動きがあったのです。徹底審議を求める国民の声にこたえることなく、理事会での合意なしで採決を強行しようとした政府・自民党のこうしたやり方を受けて、私たちは、苦渋の決断として法務大臣に対して問責決議案を提出しました。これ以上、金田大臣の下で法案の審議することは不可能です。そして、金田大臣の下で共謀罪法案の採決をするなど、到底容認できません。

もはや、問責の理由は明らかだと思います。衆議院から始まり、与党席からも失笑ややじが飛びよる迷走答弁を続ける大臣などほとんど前代未聞、いや、その見事さにかえって感心さえしてしまいます。答弁については基本的に林刑事局長に丸投げ。たまに大臣が手を挙げて答弁するかと思うと、聞かれたことには答えず、関係ない内

容を繰り返す。またあるときは、後ろに座る官僚の方を振り返り、耳打ちされた言葉をそのままオウム返しで繰り返すだけ、それも全部マイクが拾っているのです。こうした不思議な質疑の様子をテレビで繰り返し放映され、国民の怒りと失笑を買っています。情けない質疑を許している国会の権威は大いに失墜したと言わざるを得ません。良識の府である参議院は、断固、金田大臣を問責すべきなのは当然ではないでしょうか。

与党の皆さん、冷静に考えてみてください。もう国会も最終盤なのに、金田大臣は共謀罪について何度聞かれてもごく基本的なことすら明確に答えていません。TOC条約はテロとは無関係という国際合意があるのに、なぜテロ等準備罪という名の法律が条約締結のために必要なのでしょう。この法案ではテロは防げないと与党議員の方ですら認めているばかりでなく、近年世界各国で起きているローンワルフ型のテロにはこの法案は無力であることを林刑事局長も認めているではありませんか。それでもなぜ強引に法案を成立させようとするのでしょうか。

そもそも、テロ対策のためと言いながら、この法案にはテロに直接的に関連する条文がほとんどなく、テロの定義すらないのはなぜなのか。我が国は、暴力団対策法などに参加罪が設けられており、また、重大な犯罪の多くに予備罪があり、共謀共同正犯の考え方も確立されているのに、それでもTOC条約に入れないと政府が言う理由は何なのか。現行の法体系を国連側に示した上で、それでも条約を締結できないことをいつどうやって確認したのか。そして、実行行為がないと処罰されないというこれまで守られてきた刑事法の大原則が、こうした不明確な理由でいとも簡単に大転換されてしまうのはなぜか。さらには、従来の刑事法の基本原則が強引に変更されることで実際の捜査、逮捕、裁判、弁護などの実務が大混乱する

という指摘があるのに、本当に組織犯罪を防ぐことができるのか。疑問点は後から後からと山のように出てきています。

国会審議での金田大臣の役割は、こうしたことについて丁寧な国民の皆さんに理解してもらえようきちんと説明することだったはずですが、法案について大事なことを一切説明しない大臣を私たちはどうやって信任することができるのでしょいか。与党の皆さんが野党だったときも、時の政権に対して問責決議案を連発されていたようすが、過去、これほど国会を軽視し、最初から説明責任を放棄した大臣がいたでしょうか。

今、日本各地で国会音説という運動が広がっているのを御存じでしょうか。一般の人たちが衆議院、参議院法務委員会の議事録を取り寄せて、それぞれ役割を分担して発言内容を音説する、言わば国会劇場の上演会が行われているんです。参加した人たちは、金田大臣の答弁の意味不明さ加減に笑い、あきれ、怒る一方で、その意味するところの恐ろしさを感じ、戦慄していると聞いています。与党の皆さん、是非、法務委員会の議事録を音説してみてくださいと思います。

参議院での審議時間はまだ十七時間五十分、まだたった十七時間五十分ですが、私としては共謀罪法案について重要なことが一つ明らかになったと考えています。それは、この法案によって全ての国民が監視され、捜査の対象になり得ることです。この事実には限りなく重いことです。つまるところ、一般の人かどうかは捜査当局がその都度決めるのであり、一般の人について法文上は定まった定義などはありません。政府は、嫌疑を受けたい人が一般の人に当たると答弁してきました。それは、全国民が監視あるいは捜査の対象になるということとほとんど同じ意味になりません。また、組織的犯罪集団の定義は今なお曖昧なま

までですが、林刑事局長は、特定の団体に所属していなくても、周辺の人とみなされれば捜査の対象になると明言しました。そして、その周辺の人かどうかを判断するのは捜査当局なんです。任意捜査は誰に対してでもできます。令状を請求するから歯止めはあるといったところで、現状では却下される令状請求は僅か一%ほどしかなく、裁判所はチェック機能の役割を果たせていません。

私とて、警察や検察は公正中立で不偏不党であると信じているところです。しかし、現時点でたくさん冤罪事件が存在しており、冤罪を根絶するための検察改革はまだまだ道半ばというのに、更に捜査当局に都合の良い法律を作るのは一体どういう理由でしょうか。今や、訴訟手続の中に匿名証人制度があり、司法取引もあります。また、特定秘密保護法で情報を隠匿、廃棄することも可能です。これに加えて共謀罪法案が成立してしまつたら、権力の側にある者は全国民を好きだけ徹底的に監視することが可能な社会になります。そして、自らにとつて都合の悪い人間を好きにように罪に陥れ、社会的生命を葬り去ることもできます。

私は、この法案の代表質問で、安倍内閣の皆さんは育ちも心根も良いから、この法律を悪いようには使わないと信じているということを申し上げましたが、今これを訂正したいと思っています。

文部科学省の前事務次官前川喜平氏が義憤に駆られて政権を糾弾するや、官邸は前川氏の真偽不明の個人的な醜聞をリークして、その社会的生命を葬り去ろうとしたと言われています。ほら、見てください。安倍政権は、自分に都合の悪い人間は常時監視し、社会的生命を絶とうとするのです。一方、政権にべつたりとされるある記者については、安倍政権が彼の犯罪行為をもみ消そうとしたという報道もあります。私はこの報道の真偽が分かりませんが、個別具体の事件ですから、ここではこれ以上言及は差し控えます。

しかし、政府は是非、分かりやすく国民に説明をし、国民の不安を取り除くべきです。安倍政権は、国民を常時監視したいのではないのか。法律を恣意的に運用して、政権にとって都合が悪い人物や団体を弾圧したいのではないのか。今、私たちの周りで起きていることを見ると、そう思われてなりません。国民の不安をおおっているのは、私たち野党の議員が国会で延々と議論をするからではなく、こうした安倍政権の実際の言動や振る舞いのためなのだと思います。

先日の参議院本会議において、この場所です、金田法務大臣は見通すことのできない答弁をしました。隠れみのという発言です。環境問題や人権問題など正当な目的を標榜する団体であつても、それが隠れみのにすぎない場合があり、それらを暴くためにこの法案が必要であるところの場ではっきりと明言したのをここにいる皆さん全員がお聞きになったはずですよ。

金田大臣、ある団体が隠れみのかどうかは捜査をしなければ分かりませんよ。ということとは、正当な目的の一般の団体であつても、当局はいつでも監視をし、捜査できるということではありませんか。特定の団体の構成員であつてもなくとも、共謀罪法案は処罰が可能ということになりますね。政権にとって都合の悪いことを言う団体や人物をいつでも監視し、捜査し、逮捕することがこの法案で可能になりますね。そして、これこそがこの共謀罪法案の本当の目的ではないかと疑われているのです。

このように考えてくると、一つ納得できることがあります。金田大臣御自身が実はその隠れみのではないかとということです。国民を監視し、都合の悪い団体や個人を弾圧し、葬り去りたいという安倍政権の本音を隠すために、大臣が隠れみのとなつて、意味不明な答弁を延々と続けて時間を潰しているのではないかとさえ思ってくるのです。私の感じていることをあえてここで言わせてい

ただければ、私は、金田大臣が無能であるとも、法案について理解していないとも思いません。金田大臣、あなたは大変に優秀な方ではないかと思えます。東大の入試が中止になった年に一橋大学に進学し、その後、大蔵省で主計官まで務められたのですから、大臣の頭脳の優秀さは折り紙付きです。そんな切れ者だったからこそ、竹下元首相に見出され、政界に転身されたと伺っています。

大臣がこの法案の本当の目的を隠すために隠れみのの役割をあえて演じているなら、金田大臣の罪は大きく、国会をないがしろにし、国民を欺き、民主主義を破壊する行為です。参議院として断固問責すべきでしょう。もし、私のこの推測が当たつておらず、誠心誠意の回答をしてもなお今のような答弁を繰り返すのであれば、金田大臣は資質に欠けると言うほかはありません。これもまた、当然ながら問責に値します。これが、私たちが今回、金田法務大臣の問責決議案を提出した理由なのです。

最後に、安倍政権の皆さんに申し上げます。参議院の法務委員会に出席した新倉参考人は、この法案を違憲無効の欠陥法案と言いつつ切りました。また、松宮参考人は、戦後最悪の治安立法とまで断言しました。共謀罪法案は、法文上、罪のない人に疑いを掛け、内心の自由を制限できる法律です。安倍政権はこの法律が濫用されることはいらないと言っていますが、何を根拠にその言葉を信じるのでしょうか。

安倍政権がやってきた政治の本質は、お友達の優遇と反対者への攻撃です。安倍総理に近ければ近いほど、法律や規則が都合よく恣意的に運用されて、たつぷりと甘い汁が吸えます。森友学園や加計学園の問題で国民の怒りが覚えたのはそこではないでしょうか。李下に冠を正さずと言いますが、権力者として最も戒めるべき国政の私物化をやつたと疑われているのです。安倍政権にとって不都合なことを言う人はヒステリックに攻撃さ

れ、批判にさらされます。そして、ついには、国連人権理事会の理事国として自ら任命した特別報告者であるにもかかわらず、その報告者から投げかけられた疑問について、一切何も誠実な回答をしないまま、ただただ感情的な抗議だけをたたきつけました。

○議長(伊達忠一君) 真山君、時間が超過しております。簡単に願います。

○真山勇一君(統) 昨日の委員会で外務副大臣が答弁しましたが、今なお回答を準備していないばかりか、カンナタチ氏が求める法案の英文訳についての作成作業にすら着手していないことが分かりました。一国の総理として、国家を代表する内閣として、余りに品格と常識に欠ける振る舞いではないでしょうか。

○議長(伊達忠一君) 真山君、簡単に願います。

○真山勇一君(統) こうした政権の横暴な振る舞いに厳重な抗議を申し上げ、金田法務大臣への問責決議案の趣旨説明を終わらせていただきます。今日のこれから起きる出来事は、しっかりと歴史に残ります。残したいと思えます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。佐々木さやか君。

(佐々木さやか君登壇、拍手)

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました金田勝年法務大臣に対する問責決議案に対しまして、断固反対の立場から討論を行います。

金田法務大臣は、昨年八月に大臣に就任して以来、大臣として法務行政に係る職責を果たしてこられ、国会においても提出法案の審議において誠実かつ真摯な答弁を行うなど、国民のために尽くしてこられました。組織犯罪処罰法改正案におい

ても、金田大臣は、毎回の委員会に各委員に対して最大の敬意を示しながら誠実に取り組まれ、丁寧な説明を行うなど、今日まで強い責任感と使命感を持って職務を遂行されてきています。

法務委員会が政府参考人として刑事局長の出席を求めることとしたのは、組織犯罪処罰法改正案が国民の関心事であり、丁寧かつ分かりやすく審議を進めることが重要であつて、細目的、技術的事項についても、刑事罰則の理論や捜査、公判の実務などに精通した政府参考人から詳細な答弁をする必要が極めて高いと判断されたことによるものであつて、法務大臣の問責理由とは全く関係はありません。

私は、改めて、金田法務大臣の国会答弁などで明らかにした組織犯罪処罰法改正案の意義、必要性について申し上げたいと思えます。

ここ数年、イギリスを始め、フランスやドイツ、ベルギーなど、ヨーロッパ各地でテロ事件が相次いでいます。テロを含む国際的な組織犯罪を未然に防止する、そのためには国際組織犯罪防止条約の締結は不可欠です。条約が締結できれば、締結国の間において捜査共助や逃亡犯罪人引渡し、円滑、迅速にできるようになり、国際組織犯罪の捜査に大いに資することが期待されます。

我が国では、二〇〇三年、社民党を除く各党の賛成で条約締結についての国会承認がされました。締結国は既に百八十七か国・地域となりましたが、日本は今日まで未締結。国連加盟国のうち未締結国は、南スーダン、ソマリア、コンゴ、イランなど、日本を含む僅か十一か国。世界各地でテロ組織が勢力を増し、各地で過激なテロが頻発する中、このままでは我が国が国際的なテロ対策の抜け穴となつてしまいかねません。二〇一九年ラグビーワールドカップ、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たつて、国民の命、安全を守ることは、開国国としての責務であります。

今回の組織犯罪処罰法改正案は、T O C 条約締結に必要な国内法整備であります。ところが、一部野党は、現行法のままで条約締結ができるなどと主張しています。しかし、T O C 条約は、重大な犯罪を行うことの合意又は組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪化することを義務付けています。金田法務大臣も、共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部の犯罪にすぎない、予備罪は予備行為の処罰であって、合意を処罰するものではない、個別に予備罪を設けても条約上の義務を担保することにはならないと何度も答弁をされているとおりです。これまでの国会審議において明らかにされた国連薬物犯罪事務所の上書からも、重大な犯罪の合意罪、すなわちテロ等準備罪の創設が不可欠であることが確認されています。

そして、法案は、テロ等準備罪について厳格かつ明確な要件を定めており、国民の自由、人権を不当に侵害するようなものではありません。テロ等準備罪は、犯罪の計画を合意しただけでは処罰を認めていません。その計画が組織的な犯罪集団の関与によって行われ、さらに、凶器購入のための資金調達や逃走経路の下見などの実行準備行為がないと処罰はできません。そもそも、このテロ等準備罪が対象にするのはテロ集団や暴力団などであり、一般市民の生活を監視するものではありません。

法案審議の中で、一般の方々が捜査の対象になるのではないかと議論がありました。しかし、捜査は、任意捜査、強制捜査を問わず、犯罪の嫌疑が生じて初めて行われるものです。本法案では、犯罪主体について組織的な犯罪集団に限定されている以上、これと関わりがない一般の方々に犯罪の嫌疑が発生する余地はなく、捜査の対象になることは考えられません。加えて、LINE やメールなどの通信が本罪の嫌疑を理由に傍受されることもなく、テロ等準備罪の新設は、現在の捜査の在り方に何ら影響を与えるものでもありません。

さらには、最近、国連人権理事会の特別報告者が公にした公開書簡についても、一部野党は、あたかも国際社会や国連機関そのものが法案に懸念を示しているかのような誤解を与え、国民の不安をおおっています。そもそも、この書簡は特別報告者が個人の見解を述べたものであって、国連事務総長も国連とは別の個人の資格で活動していると説明しており、報告者の主張は国連の総意を反映する性質のものではありません。また、特別報告者がマスコミに出している内容のほとんどは日本政府に対しては何ら説明等もなく、一部野党は、都合よく国連の名前を利用し、レッテル貼りをしていているように思えてなりません。

今回の組織犯罪処罰法改正案は、テロ等の組織犯罪による重大な被害が発生する前にこれを未然に防止し、国民の安全と安心を確保するために極めて重要なものであります。この法案を共謀罪と呼び、現代の治安維持法、一億総監視社会などと偏った認識を基にした発言や事実に基づかないプロパガンダで国民を欺くことが断じて許されるわけがありません。

以上のことから、真摯に職務に当たってきた金田法務大臣に対し今回提出された問責決議案には全く理由がないことが明らかであり、このような決議案は速やかに否決していただくことを求めまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 福山哲郎君。

○福山哲郎君登壇、拍手)

○福山哲郎君 民進党・新緑風会の福山哲郎でございます。代表として、ただいま議題となりました金田勝年法務大臣を問責する決議案に賛成の討論をさせていただきます。まず、与党の諸君に申し上げます。国会の議論

は時間を制限する、文書は捨てる、出さない、数々の虚偽答弁。挙げ句の果ては、法務委員会を開会せず、僅か十七時間五十分で審議を打ち切り、この本会議で強行採決をしようというのでしょうか。国民の皆さん、中間報告などというきれいな言葉でごまかされなくてください。中間報告とは、数の力による審議打ちりの強行採決です。与党の究極の審議拒否です。

私も二十一年間参議院に籍を置きましたが、こんなことは初めてです。前代未聞であり、考えられない暴挙です。安倍政権による議会制民主主義の否定そのものです。断固として許すことはできません。我が国の民主主義の歴史に禍根を残す一日となりました。政府・与党に恥を知れと強く申し上げたいと思います。

まず、先週の金曜日、文科大臣が加計学園に関する省内の文書の再調査を言い出しました。確認できない、再調査の必要なしと強弁していたものが一変しました。週末、土日の前の時間稼ぎにばかりありません。最初の調査は僅か一日で確認できなかったと発表しました。今回の再調査は、当該文書は存在するに決まっているわけですから、例の同姓同名の文科省の官僚諸君にヒアリングし、メールを確認すれば、文書の存否と真偽なら半日もあれば十分と思われまます。

ところが、既に四日が経過しました。案の定、文科省は、速やかに調査結果を出したいの一点張り。昨日も今日も、いつ出すのか分からないような状態が続いています。挙げ句の果てには、昨日、自民党の竹下国会対策委員長が、会期後でもいいと思っていると、信じられないような発言をされています。なぜこんなに時間が掛かっているのでしょうか。たとえば数の力があろうとも、こんなことが通用するはずがありません。

結局、今回の再調査の発表は、国民の声に応えたのではなく、逆に、国会会期末を迎え、時間稼ぎをし、国民を欺く極めて不誠実なやり方と言わざるを得ません。今すぐ存否と真偽を明らかにするべきです。他人事のように、調査の必要はないなどと述べている内閣府にも強く抗議します。

政府・与党は、よもや、このまま再調査の結果も出さず、予算委員会の開会も前川文科省前次官の証人喚問も実現しないまま、国会を閉じるようなことはしないと信じていたところですが、そんなことは断じて認められないということを申し上げます。

前川前次官の証言によれば、和泉総理補佐官に呼ばれて、補佐官の口から、これは総理が自分の口から言えないから、私が代わって言うんだということ。まさに、そんなくそのものではありませんか。安倍総理に加え、前川前次官、そして和泉総理補佐官を参考人として呼び出して、予算委員会の集中審議を強く求めます。

四月以来求め続けているのに、一向に予算委員会は開かれず、逃げ回るばかりです。審議拒否をやり続けているのは安倍内閣そのものと断じざるを得ません。身の潔白を証明したいのなら、堂々と予算委員会に出てきて国民の前で説明するべきです。誰からも突っ込まれないラジオや新聞に出て、好きなことを言うのはやめていただきたい。

よく考えてみてください。森友学園に事務官を連れて何度も訪れ、籠池夫妻と何度も連絡を取り合い、お手伝いしたいと講演会で話していたのは、安倍総理の夫人である昭恵さんです。総理の意向と官僚に言わせ、究極のそんたくを重ねたのは、安倍総理の腹心の友、加計学園の理事長の獣医学部の設置のためでした。行政がゆがめられてはいけないうと、勇気を持って文書の存在を認め、総理の意向があったと証言した前川前事務次官、この人を事務次官に任命したのも安倍総理自身です。

今国会の混乱は全て安倍総理が関わっています。何を強弁しようが、国民はもう分かっています。行政をゆがめ、私物化した安倍総理には、ど

うぞ深くお辞めくださいたいとお伝えしたいと思ひます。

続きまして、金田法務大臣の問責について申し上げます。

この場で金田大臣の問責決議案に賛成討論をすることを大變残念に思ひます。大臣が参議院議員でいらしたとき、共通の知人が京都に居ることもあり、その知人宅で食事を共にしたこともありまして、気さくに声を掛けていただいたことを覚えております。

大蔵省出身のあなたが、御病氣のことがあったとはいえ、官僚である刑事局長に答弁を委ねなければならぬことに内心じくじたる思いもあつたのではないのでしょうか。しかしながら、そのことが、過去三回国会で廃案に追い込まれ、明治以来の我が国の刑法体系を揺るがし、国民の内心の自由を侵しかねない共謀罪の所管大臣としてのあなたの責任を免れることには残念がらなりません。

今年の通常国会冒頭、一月三十日の本院予算委員会の審議において、既にあなたの答弁能力には大きな疑問符が付きました。法務省が示した事例について、あなたは自ら、裁判例を見ますと、と答弁されたにもかかわらず、私の具体的な判例はという問いに対して、判例としてどれを指すかと言われますと、私の方からただいま申し上げることはできませんと言われました。それがすぐに、直接の判例はありませんに変わり、最後は、判例的な考え方を申し上げていると、同じ委員会中に三度も答弁が変わりました。以後、成案ができるまで検討中と答弁を避けることが目立つようになりました。

その頃、政府は、今回の共謀罪は以前の共謀罪とは全く別物であること、新しい共謀罪は一般の方々を対象にならないこと、テロ等準備罪という呼称を使い始めるなど、国民をごまかすための印

象操作を展開し始めていました。しかしながら、以前の共謀罪と別物とは、どういふことであるのか、さらに、一般人が対象にならないことの法的根拠を幾ら質問しても、金田大臣からは十分な答弁が得られなかったことは言うまでもありません。残念ながら、国会終盤の今に至るまで同じやり取りが続いています。

こうしたさなか、二月六日、大臣の指示で、メディアに向けて驚くべき文書が配付されました。その文書には、刑事局長や外務大臣と議論すべき、予算委員会ではなく法案提出後に法務委員会で議論をしてほしいと記されていました。行政府の一員である法務大臣が立法院における審議の在り方について注文を付ける、そしてそれをメディアに配付する、その異様な感覚に、立法院への言論弾圧、マスコミ操作と抗議の声が上がりまして。

法務官僚の諸君は、こんな文書を出せば大騒ぎになると分かっていたはずですが、にもかかわらず、なぜ止めなかったのでしょうか。法務官僚の諸君も、その時点でどう金田大臣にお引き取りいただいたかたかつたと考えていたと推察せざるを得ません。

さらには二月八日、ただいまの御意見に對しましては、私の頭脳というんでしようか、ちよつと対応できなくて申し訳ありません、是非事前に御通告をいただくという難い、立派な答弁を直ちにできるかなというトライをしてみたいなどという大臣の意味不明の珍答弁が次々と飛び出し、辞任論が噴き上がりました。私はこの時点で大臣は辞任すべきだつたと考えています。

金田大臣を法務大臣にとどめさせた安倍総理の責任も極めて重く思ひます。予算委員会では安倍総理がわざわざ金田大臣の席に歩み寄り答弁のアドバイスをしたり、記憶に新しい、答弁しようと呼手をしている金田大臣を安倍総理が慌てて押さ

える様子や、部下である副大臣が大臣に答弁をさせなかった映像が何度も繰り返し国民に示されていきました。このことは、まさに安倍総理自身が金田大臣の答弁能力のなさを証明していることにほかなりません。そして、金田大臣をさらしものにし続けたのも安倍総理です。

また、衆参両法務委員会で、委員からの要求もない中で政府参考人である刑事局長の出席を包括議決として強行採決したことは甚だ遺憾であり、与党に猛省を促したいと考えます。しかし、このことも、政府・与党一体となつて金田法務大臣の答弁能力と資質に問題があることを認めている証左と言えるでしょう。実は、我々よりも早く金田大臣に不信任を突き付けたのは、皮肉なことに安倍総理と与党なのではないでしょうか。

法案の内容にも触れておきたいと思ひます。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が超過しております。簡単に願ひます。

○福山哲郎君(統) 私は法律家ではありませんが、我が国で長年にわたり培われてきた近代刑法の理念と体系が崩れてしまふのではないかと懸念を強く持っています。

そのうちの一つは、明確性の原則です。刑法法規は、どのような犯罪に対して誰がどの程度の刑罰が科せられるかが一般国民にとつても予測可能な程度に明確でなければならぬということです。

第二が、犯罪と刑罰の均衡が取れなければならない適正処罰の原則。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が来ております。簡単にお願いいたします。

○福山哲郎君(統) 第三が、刑法の介入が許されるのは、他者の意思に反してその法益を侵害し、あるいは侵害の危険が発生して初めて処罰されるというものです。すなわち、既遂が原則です。一方で、重要な犯罪については未遂を例外的に

処罰することができ、その理由は、実際に被害が発生する前に時間的に遡つて国家権力の介入を認め、それはもちろん生命などの利益を守るためです。さらに、殺人や強盗など極めて重大な犯罪についてののみ、その実行の着手前に予備行為を例外中の例外として処罰しています。

○議長(伊達忠一君) 福山君、簡単に願ひます。

○福山哲郎君(統) 時間的に予備行為の更に以前に遡る共謀は、我が国の刑法の下で二百七十七もの犯罪に適用して処罰の対象にすべきではありません。

こういった原則が極めて曖昧になり、金田大臣の答弁により混乱を来しています。警察の運用現場がより恣意的になることも否定できません。

また、本法案の一条の目的にはTOC条約を実施するためという文言が付け加えられています。が、テロ対策という文言の追加はありません。

○議長(伊達忠一君) 福山君、簡単に願ひます。

○福山哲郎君(統) そもそも、TOC条約は、マフィアや暴力団によるマネーロンダリングや人身売買などの犯罪を取り締まることを目的とする条約です。物質的利益を得ることを間接的に目的とするという意味で、百歩譲つてテロリスト集団がTOC条約で全く対象にならないわけではないとしても、その主たる目的が組織犯罪対策でありテロ対策でないことは、TOC条約の審議経過からも明らかです。当該条約の国連立法ガイドを編さんしたパッサス氏は、TOC条約はテロ防止を目的としたものかという質問に、明確に違ふと答えています。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が来ております。簡単に願ひます。

○福山哲郎君(統) 我が国は、国連の十三のテロ防止関連条約を既に批准し、必要な国内法の整備を終えており、テロ対策はされています。さらに、四十五の予備罪、準備罪があり、予備罪につ

いても共謀共同正犯が認められており、銃刀の所持が処罰されるなど、実質的に見て、未遂よりも前の段階で組織的犯罪集団の重大な犯罪を取り締まる法律は存在しており、二百七十七もの罪について計画罪を新設しなければT・O・C条約を締結できないことはありません。具体的な立法事実を踏まえて一つずつ個別立法法で対応すれば足りると思えます。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が過ぎております。簡単に願います。

○福山哲郎君(続) 次に、到底看過できない答弁のぶれを指摘したいと思えます。(発言する者あり)ここは重要だから聞いてください。

五月八日の衆議院予算委員会で金田大臣は、テロ等準備罪は犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定しましたと答弁しました。しかし、六月一日の法務委員会では、組織的犯罪集団の構成員ではないが組織的犯罪集団と関わりがある周辺者につきましてはテロ等準備罪で処罰されることもあり得るとして、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定しないという全く異なる答弁をされたのです。関わりがある周辺者では、対象が全く明確ではありません。

次が大事です。(発言する者あり)ちよつと聞いてください。

五月八日、安倍総理がテロ等準備罪は犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定していると述べていることに対して、六月一日、刑事局長は、テロ等準備罪の主体に制限はございませんと、百八十度違った答弁をしています。このことを問うたところ、それに対する金田大臣の答えは、全体として同じことを言っているでした。どことが同じことなのでしょうか。さっぱり分かりません。こんな答弁で法案の運用ができるのでしょうか。

一般の人を対象になるのではないかという法案審議当初から懸念されていた問題について、この

ように、総理、大臣、局長の答弁が大きくぶれてきています。どこまで対象が広がるのか、不安は拡大するばかりです。

次も大事です。

さらに、国連のプライバシー権に関する特別報告者であるカナタツチ氏からの公開書簡に対して、安倍政権の対応は常軌を逸しています。書簡に対して、内容は明らかに不適切なもの、強く抗議を行った、何か背景があつて出されるのではないかと口を極めて批判し、個人の資格で活動をしていると主張しました。国連人権理事会の理事国としての日本の信頼にも関わる問題だと思えます。国際ペン会長からの反対声明、フランスのル・モンド紙も批判記事を出しています。国連特別報告者を意図的に個人的なものにしたいようですが、とんでもありません。

次も大事です。

今年の春の叙勲において、日本は国連特別報告者経験者お二人が何と叙勲の栄に浴しています。そのうちの一人は日本人で、何と当該法務省の顧問までされています。政府のカナタツチ氏の扱いが的外れであることは自明です。御都合主義もいかにげんにしてください。

カナタツチ氏は、日本政府の抗議を受けて、法案の公式英語訳を求めるとともに、自分の書簡内容が不正確な場合には公開の場で撤回するという約束まで言っています。ところが、三週間以上経過しているにもかかわらず、外務省の答弁は、英語訳は作っておらず、追って説明するを繰り返すばかりで、時期を明らかにしません。

まずは英語訳を送り、国連代表部からカナタツチ氏に説明させることが日本政府のやるべきことなのではないでしょうか。なぜ、そんな当たり前のことができないのですか。英語訳を送れば、カナタツチ氏の指摘が正しいことが明らかにになってしまふ。だから、英訳も送らないし……

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が過ぎております。簡単にお願いいたします。

○福山哲郎君(続) 説明もしないというのが本音なのではないでしょうか。自信のない、できの悪い法案を、審議を打ち切つて強行に採決するなんてあり得ません。

金田大臣は何度も立法事実条約だと言われています。国連の条約を批准するために審議中の法案が、その国連からプライバシーの侵害の懸念があるから拙速に成立させないでくれと言われている。一体何なんですか、これは。

所管大臣の金田大臣の答弁を求めても、外務副大臣の答弁が政府の見解であると繰り返すばかり。自らの判断を放棄しています。本来なら、外務省を説得してでも英語訳を送つて誤解を解くのがあなたの役割なのではないでしょうか。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が相当過ぎております。まとめてください。

○福山哲郎君(続) この法案は、論点が散らばり、いまだに議論が不十分な条文や内容が山積しています。採決など考えられる状況ではありません。

分かりました。もうすぐやめます。もうすぐやめます。議長の御指導に従つて、少し省いて、もうすぐやめます。

例えば、これまでならハイジャックはチケット購入時点で予備罪で処罰できたのに、今回無理やり予備罪で処罰できない場合をつくってしまったので穴が空いてしまっています。自民党が主張している、水道水に毒物を混入する計画をして毒物を準備した場合であってもこの時点で処罰できないという事例は、果たして立法事実たり得るのでしょうか。この事例は、本来は殺人予備で十分処罰可能であり、国民をいたづらに不安に陥れるのはやめてください。毒物を準備して処罰できないような日本の刑法ではありません。

また、計画を実施するための実行準備行為は構成要件なのか処罰条件なのか、参考人質疑で専門家と金田大臣の答弁は真つ向から異なっています。これもどちらかはつきりさせなければいけません。(発言する者あり)あともう一枚です。

警察は、刑事訴訟法に定められている捜査以外に、調査、検討という令状によらない個人の情報を集めています。今回、計画実行準備行為が処罰対象になるということは、犯罪よりもかなり手前の時点で……

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が相当過ぎております。

○福山哲郎君(続) 尾行や口座の確認やレンタカーの使用状況などの情報を警察が入手する可能性は否定できません。(発言する者あり)次、大事なので聞いてください。もうやめますから。

共謀罪は、プライバシー権の侵害が萎縮をもたらすものです。包括的な共謀の処罰は、包括的なプライバシー情報の収集、管理なくして実現しません。計画段階で嫌疑を掛けるには、嫌疑の嫌疑を掛けるために、調査、検討と称して国家の目と耳を広範に社会の中に溶け込ませる必要が出てまいります。プライバシーという権利は、実際に監視しているか否か以前の問題として、監視されているかもしれないという感覚を持たせることで人々が萎縮し、我々の自由が侵害されるのです。

その対象犯罪が二百七十七もの犯罪に広がっていることに、国民の監視社会への不安も広がっています。なぜ与党の諸君は、民主主義の基盤である法的安定性と法秩序を壊すことにこんなに鈍感で謙虚さがないのでしょうか。立法院の一員として、矜持は一体どこに行つてしまったのでしょうか。

まだまだ議論が必要であることは言うまでもありません。数の力があるということと正義は同義ではありません。

○議長(伊達忠一君) 福山君、時間が相当過ぎておりますので、まとめてください。

○福山哲郎君(続) 金田大臣の問責決議案に対して議員各位に御賛同いただき、新たな大臣の下で共謀罪法案を一旦廃案にしたいと強く、これが最良の道であることを申し上げ、冒頭申し上げました中間報告、つまり審議打ち切り、強行採決をこの本会議で絶対にやってはいけません。議会の自殺行為です。今からでも間に合います。与党の諸君に自制を求めて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 東徹君。

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、法務大臣金田勝年君問責決議案について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、民進党に申し上げます。議会のルールぐらい守れ。ルール無視は許されません。議長が発言をしつかり聞くべきです。議会人として当然のことでしょう。

先週の本会議において法務委員長の解任決議案が審議された際、私は、大臣の問責決議案が出された場合には、同じ討論になるので、もう時間が無駄ですから、次回は討論しないと申し上げました。しかしながら、昨日の法務委員会の出来事は余りにも理不尽で、余りにもひどい仕打ちに我慢に我慢を重ねましたが、どうしても討論せざるを得ません。

民進党の筆頭理事は、昨日の委員会が開催される条件として、採決はしないということを自民党に求めてきましたが、そのことを私も賛同いたしておりました。参考人質疑が行われた日の採決は、余りにも非常識としか言いようがないからです。

また、民進党の筆頭理事は、充実した審議をすべきということを何度も何度も繰り返し主張しておりました。政府の説明が不十分であるという国

民の声が多くある中、それは当然だと私も思いました。なのに、なのにです。まさか、民進党と共産党が質疑を行って、さあこれから私の番が回ってきて質疑を始めた途端に、法務大臣の問責決議案を出して審議を止めてしまふなんて、あり得ないことが起こりました。

民進党は、充実した審議をすべきだと言っている、審議拒否をする。国民を欺くのもいいかげんにやめろと言いたい。自分たちは質問するだけして後の人たちの質問は止めてしまふやり方は、余りにも自分勝手で、人の質問権を奪う卑劣極まりない行為は、まるでテロのような不意打ちであり、これこそ処罰されるべきであります。口では立憲主義と言いつながら、憲法で保障された国会議員の質問権を侵害することは断じて許すことができません。

民進党は、結党宣言において、国民の信頼に支えられ、国民とともに進むと誓っておきながら、恒例行事のように、取りあえず大臣の問責決議案を出す、他の会派の質疑など知ったことない、こういう態度では国民の信頼を得ることなどできるはずがありません。国民は、二週続けての無駄な時間稼ぎに、単なるアピールに、ただただあきればかりであります。

我々国会議員がすべきことは重要法案について真剣に議論することであり、そのことでしか国民の負託に応えられません。委員会審議を妨害する民進党のやり方は、国会議員の責任を放棄するものであることは明らかであります。民進党、共産党には猛省を促します。

世界各地でテロによる被害が相次ぐ中、ISがイスラム教の断食月、ラマダン中のテロを呼びかける声明を出すなど、テロの脅威は高まっております。テロ等準備罪の審議は待たないです。

我が会派は、これまでの質疑で、取調への可視化や法案修正の意義、TOCC条約締結の効果、組

織的犯罪集団の意味など、様々な点について議論してきましたが、テロ等準備罪の必要性や国連特別報告者であるケナタツチ氏の公開書簡の問題、組織的犯罪集団の周辺者の範囲、海外の法制度との比較など、議論すべき論点はまだまだ残っています。

法案に対してまともに審議することをせず、犯罪と全く関係ない一般人が巻き込まれるとか、一億総監視社会になるとか、国民の不安をいたすらにあおることはやめていただきたい。そのような行為によって、審議が深められるどころか、わざと法案を分かりにくくし国民を混乱させているのは民進党であり、その罪は非常に大きいと言わざるを得ません。

一方、与党は、十六日に国会を終わらせるため、この後、テロ等準備罪を含む組織的犯罪処罰法改正案の審議について中間報告の動議を出し、審議を無理やり終わらせようとしています。参議院の審議時間は、衆議院の三十時間と比べれば十分とは言えません。与党のやろうとしていることは、民進党や共産党と同じやありませんか。国会議員の質問権を侵害し、国民に対する説明を放棄しようとするものです。議論すべき点が残っている以上、やるべきことは中間報告の動議を出すことではありません。国民の負託に応えるため、早々に法務委員会での審議を再開すべきことを与党に対し強く申し上げます。

そして、大臣におかれましては、再開後の委員会で、自分で分かりやすくしつかりと答弁していただくことを申し上げ、法務大臣問責決議案の反対討論とさせていただきます。

○議長(伊達忠一君) 山添拓君。

(山添拓君登壇、拍手)

○山添拓君 私、日本共産党を代表して、金田勝年法務大臣に対する問責決議案に賛成の討論を

行います。初めに、今日この後、憲法違反の共謀罪法案を、中間報告という名の審議打ち切り、強行採決を狙おうという与党の皆さんに満腔の怒りを持って抗議を申し上げます。

なぜそれほどまでに焦るのか。それは、森友学園、加計学園、政治の私物化について安倍政権に向けられた国民の疑惑に蓋をし、その解明に背を向け、国民の批判をかわしながら、共謀罪法案のみは何が何でも通そうとするものにほかならないではありませんか。

共謀罪法案についての法務委員会の審議は全く尽くされていません。二度目の参考人質疑を行ったのは昨日午前のことです。参考人の村井敏邦名誉教授が参考人質疑を儀式にしてはくれないと述べたのを忘れになったのですか。徹底審議を引き続き必要であることは、公明党秋野委員長を始め、与野党の委員の皆さんが十分認識されているはずであります。この状況は、昨日、問責決議案の提出後から全く変わっていません。

ところが、その現場の状況すら無視し、把握をすることなく、会期末を総合的に判断したなどといつて、異例で、異常なやり方で強行採決を狙っています。その姿勢自体が、この法案は民主主義とは相入れない、よこしまな狙いに基づくものであることをはっきり示していると言わなければならないでしょう。

共謀罪法案で問われているのは、自由と権利に重大な制約を課す刑罰法規だということです。何をしたら罪に問われるのか分からない、明確性のない法律は絶対に許されません。ところが、法案は、審議すればするほど、いよいよ矛盾と疑問が深まるばかりです。そもそも、この法案が人々の内心の自由を脅かす憲法違反の悪法であるからにほかなりません。

テロ対策のため、TOCC条約締結のためだと言

います、その立法事実が既に崩れ去っています。国連の立法ガイドを作成した二コス・パッサス教授は、条約の目的はテロ防止ではない、既存の法律で対応できれば新法は要らないと述べています。東京オリンピックを始めイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対し、現在の法体系で対応できないものは見当たらないとの指摘をなぜ真摯に受け止めないのですか。

昨日の参考人質疑では、法案に賛成する福田充教授も含め全ての参考人が、テロ対策にはテロを起こさない努力が必要であると述べ、見解が一致しました。戦争のない平和な社会をつくる、貧困をなくす、教育や就労の支援、日本政府が行うべき真のテロ対策はここにありです。共謀罪法案をしゃにむに強行することでは断じてありません。

法案は、憲法違反であり、刑法の大原則を覆すものです。村井教授が参考人質疑で指摘されたとおり、刑法の基本原則は行為主義です。危険な行為、危険な結果があつて初めて罪に問われます。戦前、日本やナチスが行為ではなく行為者の危険性を処罰したことがいかに人々の自由を侵害し恐怖に陥れたか、その反省に立つたものです。計画や実行準備行為で処罰することはこの行為主義と相入れない、それが歴史の到達であります。

政府は、組織的犯罪集団、計画、実行準備行為、三つの構成要件で限定したと言います。しかし、村井教授や松宮孝明教授など専門家の指摘は、準備行為の規定ぶりからは処罰条件としが読めない、構成要件ではないというのです。計画だけで犯罪が成立するなら紛れもない共謀罪であります。また、政府は、準備行為は英米法に言うオーストリアクトとも違うと言いつつ、結果、刑法学会で理事長を務めた村井教授が、よく分からないと突き放すほどに不透明な概念となっています。これを強行するのなら、不明確な刑罰法規のために実務を混乱させるのは余りにも明らか

です。

大臣は、衆議院の審議で、共謀罪の主体は組織的犯罪集団に限定されると繰り返し、そのごまかしを指摘されるたびに答弁を二転三転させ、ついには与党が強行採決で審議を打ち切りました。参議院の二週間余りの審議で対象範囲はどんどん広がっています。環境保護団体や人権団体が隠れみのであれば対象になる、組織的犯罪集団の構成員だけでなく周辺者も含まれる、法案のどこにもない言葉が次々と登場しています。

そもそも組織的犯罪集団とは何なのか。大臣はこれまで、テロ組織や暴力団を例に挙げ、いかにも強固な組織だけが対象であるかのように描いてきました。しかし、現実の裁判では、友人の集まりにすぎないと弁護人が主張するグループが振り込め詐欺組織だと認定されています。その境目はどこなのかと質問すると、継続的結合体、指揮命令関係や役割分担による組織性など、政府は長々説明するのですが、結局曖昧になるばかりです。

刑法は、二人以上で犯罪を共同する共犯や幫助犯、唆しについて、話し合っただけ、共謀だけでは処罰しません。計画、共謀段階で処罰をされる組織的犯罪集団なのか、それとも共謀だけでは罪とはならない共犯なのか、その大事な境目があやふやであることは、刑罰法規にとつて致命傷だと言ふべきです。

あやふやな境目で振り分けていくのは捜査機関です。社会保険庁の職員が休日にしんぶん赤旗号外を配布したことが国家公務員法違反に当たるとして逮捕、起訴された堀越事件は、最高裁で無罪が確定しました。この犯罪でも何でもない行為について、公安警察は徹底した捜査を行いました。二十九日間にわたり延べ百七十一名の捜査員が、少なくとも四台の車と六台のビデオカメラを使用して尾行し盗撮する。公安警察が犯罪の嫌疑ありとした被疑者だけではなく、接触した第三者まで追跡をしていました。捜査の必要からだと言うの

ですが、それは捜査機関がターゲットとした人物のみならず、関係する人物も含めて洗いざらい調べ上げることにほかなりません。プライバシー侵害は極めて深刻です。

皆さん、これが今状なく行えるという任意捜査の実態であります。捜査機関が必要と判断すれば、犯罪の実行行為の前であってもここまで行つてはばからないのです。

共謀罪の捜査となれば、計画、共謀の前から捜査を行うでしょう。客観的には危険な行為も結果も生じていない、予備罪すら成立しない段階で、起訴して有罪にできる証拠を獲得するには、計画、共謀のまさにその瞬間を押さえようとして、恣意的な判断で狙いを付けて尾行や監視、通信を含めて丸裸にする捜査が行われる、こう考える方が自然です。

政府は、法案は実体法であり、捜査はこれまでと変わらないと言いますが、それは全くの間違ひです。実体法である共謀罪を新たに創設すれば、捜査の在り方を大きく変えるからです。にもかかわらず、大臣は、警察の活動について具体的に申し上げられる立場にはごさいませんなどと述べ、答弁を避けています。余りにも無責任ではありませんか。

国連人権理事会の特別報告者ジョセフ・ケナタツチ氏が懸念を表明したのも、まさにこの点です。政府は、ケナタツチ氏からただ怒りの言葉が並べられているだけと反論された感情的な抗議文を慌てて送り付ける一方で、寄せられた質問に対しては一切回答していません。

テロ対策のためであっても、国民の権利、自由が不当に侵害されてはならないことは、総理も認めました。ところが、大臣は、ケナタツチ氏への回答を外務省に任せ、例えば捜査機関による監視に対する事前の第三者機関によるチェックなど、本来、法務大臣として検討し、回答すべきことまで放置しています。

○議長(伊達忠一君) 山添君、時間が超過しております。簡単に願います。

○山添拓君(続) 恥ずかしい態度と言わなければなりません。

金田大臣は、治安維持法は、当時、適法に制定され、適法に執行されたと言いつちました。小林多喜二を始め、拷問や虐殺の犠牲者は数十万人に上ります。その痛みと苦しみ、家族や周囲の人々の悲しみを思うとき、大臣がいかなる認識でどのように述べられたのか。あの治安維持法の法案審議においても、一般人は対象にならないと強調されながら……

○議長(伊達忠一君) 山添君、簡単に願います。○山添拓君(続) 幅広い市民を巻き込んでいった歴史を大臣は一体どう受け止めておられるのか、その資質を疑わざるを得ません。

痛苦の経験と反省の上に日本国憲法があり、思想、信条の自由を保障する十九条、拷問と残虐な刑罰を絶対に禁ずる三十六条は、国家が内心の自由に踏み込んでほならないことを明記しています。

○議長(伊達忠一君) 山添君、時間が超過しております。簡単にまとめてください。

○山添拓君(続) ところが、大臣は、憲法の個々の条文の成り立ちについては意見を差し控えないと言います。歴史の事実に対する認識がないのかと思えません。その大臣が、自らも説明できない共謀罪法案を提出し、押し通そうとする。国民の不安と懸念は、払拭されるどころか高まる一方です。

法案に反対する市民の声は、連日にわたり国会を包囲しています。全国各地で沸き上がっています。それは、秘密保護法、安保法制、戦争法を強行し、憲法改悪まで狙う安倍政権がこの法案を手にはすれば……

○山添拓君(続) 平和でより良い世界を願ひ声を上げる多くの市民を監視し、その声を封じざる道具として使ひかねない。不安と懸念の世論が大きく膨らんでいるからにはかなりません。

事実と論理に向き合わず、異論や批判をこごとくはねのけ、憲法違反の共謀罪法案を強行採決するなど、断じて許されません。

廃案しかないことを改めて強調し、金田法務大臣の問責決議案に賛成の討論を終わります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

七十三票

青色票

百六十四票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 牧野たかお君から、賛成者を得て、

法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議が提出されました。

また、牧野たかお君から、賛成者を得て、この中間報告を求めることの動議をこの際議題とするこの動議が提出されました。

これより中間報告を求めることの動議をこの際議題とするこの動議の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九票

白色票

百四十九票

青色票

九十票

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議を議題といたします。

○議長(伊達忠一君) この際、お諮りいたします。

吉川沙織君外一名発議に係る議院運営委員長山本順三君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

牧野たかお君外一名から、賛成者を得て、本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百六十四票

青色票

七十三票

よつて、本動議は可決されました。(拍手)

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百六十四票

青色票

七十三票

よつて、本決議案は可決されました。

(議長は本号末尾に掲載)

(議案は本号末尾に掲載)

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 民進党の吉川沙織です。

私は、ただいま議題となりました山本順三議院運営委員長解任決議案に対し、会派を代表して、提案の理由を御説明申し上げます。

今回もまた、昨年の十二月十四日に引き続き、多数の専制により、本決議案の議事における趣旨説明は十五分、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議が与党から提出されたことに遺憾の意を強く表明いたします。

良識の府たる本院で、各議員に認められた最も基本的な権能の一つである発言権を制限することは、多数の専制による少数派の意見の抑圧にほかなりません。しかも、この議事に入ってから自民党議員の多くがこの議場を退席しております。本会議の定足数を満たす責任は最大会派にある、それは基本だと思えます。

今日は九時三十分から議院運営委員会の理事会が予定どおり開会をされ、九時四十分から議院運営委員会がこれまた予定どおり開会をされ、本日の本会議は十時にベルが鳴り、十時一分に議長がギャベルをたたき、開議となりました。

今朝九時三十分の議院理事会並びに九時四十分の議院運営委員会で与野党各会派、院内交渉会派で合意した議事日程は、議了案件の採決並びに昨日提出をいたしました内閣府特命担当大臣並びに法務大臣に対する問責決議案の処理のみでございます。そこまでが合意した議事日程でございます。

しかも、今朝九時三十分からの議院運営委員会の理事会で、与党の筆頭理事から、次の理事会は本会議散会後に再開をしたい、このようなお申出がありましたので、私どもとしても、会期末でございますが、毎日本会議を立てなければならぬ事情もございまいし、ですので、本散後、理事会の再開ということで合意をいたしましたところ、

休憩時間中に、十三時の本会議の開会はずっと見送つてくれないか。しかも、先ほど議事日程になりました「法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議」をこの際議題とするこの動議が議事日程に追加をされました。

我が良識の府参議院は、今から七十年前に現行憲法下で、五月二十日の第一回国会においてその産声を上げました。良識の府として、国会法や先人が築いてきた規則や先例にのっとりて議院運営を、議院運営を行ってきたはずで、その中で、確かに中間報告の規定は国会法第五十六条の三にございます。ただ、その規定につきましては、

「特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」このような規定になっております。つまり、例外的であるならば、それは皆さんが納得できる理由がなければこれをやってはならない。だからこそ、中間報告の過去例は、直近の例でいえば、この議場にその当時いらつしやつた議員もいらつしやいますが、平成二十一年七月十日、十三日、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案、これは中間報告となっており、

が、これは政党間の対立というよりも、むしろ委員会が議決を採ることが逆に議員間の対立を深めるからこそ中間報告を求めて、その後は本会議に委ねるという、こういう形式を取つたわけでございます。これは今出されている中間報告の事例とは異なります。

その前の例でいえば、第百六十六回国会、平成十九年六月三十日、国家公務員法等の一部を改正する法律案、その前は、第百五十九回国会、平成十六年六月十四日、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案、その前の例は、第百四十五回国会、

平成十一年八月十二日、住民基本台帳法の一部を改正する法律案、全て野党の委員長に対して中間報告を求める動議が出され、じくじたる思いで野党の委員長は中間報告の求めに応じて中間報告をさせられたということでございます。

このような形で、委員会中心主義を取っている参議院において、委員会での審議を途中で打ち切り、本会議でその議事を決するようなどは、立法府の我が良識の府参議院としての自殺行為であると言わざるを得ません。

昭和三十八年七月五日、参議院与野党各派の申合せ、このようなことが中間報告において行われております。

参議院の各会派は、議院の正常な運営を図るため、少数意見の尊重と議員の審議権確保に留意するとともに、議院の品位と秩序の保持に互に協力することとし、次のとおり申し合わせる。

一、議案の中間報告は、審査につき委員会中心主義を採用している国会法の趣旨にかんがみ、みだりに行なわないものとする。

二、中間報告に関連し、本会議の運営が混乱した実情にかんがみ、今回のような中間報告は行なわないよう努力すること。

これは、昭和三十八年七月五日、議会の先人が与野党各派で申し合わせた内容でございます。だからこそ、平成に入ってから、中間報告の例は、野党に求めた三例並びに臓器移植法案のみとなっております。その前の例は、私が生まれる前の昭和五十年の例が最後です。

良識の府たる参議院で、法律案の審議において、従来から委員会中心主義を貫き、実質的審議を深めてくることのできたのは、議会の先人が築いてきた伝統と努力によるものです。そのいずれにも代え難き良き伝統をいとも簡単に踏みしめる今回の理不極まりない中間報告の議事の日程の

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

追加を議院運営委員長は容認されてしまったので

です。この総理の行政独裁を法的に支えるのが、米国デザインの特定期密保護法、安閑連法、そして米国のシステムを利用し個人情報と大量に収集するためのいわゆる共謀罪法案なのです。

政府権力の腐敗や濫用から国民の自由と権利を保護するため、政府の行動を国民の監視の下に置くという、民主主義制度を根柢から覆し、国民を監視する大量監視社会を実現しようとするのが現政権の狙いです。

共謀罪法案は、テロ対策のため、オリンピック・パラリンピックのため、国際組織犯罪防止条約のため、一般人は処罰対象にはならないなどといったうそで固めた理由で国民を欺き、政府への批判的活動を弾圧するため、捜査権限を肥大化させ、一般市民の自由や権利を過剰に制約するものです。国民全体を監視するようなこれまで日本になかった監視文化を醸成し、公安警察が猛威を振るつたような暗い時代を再現させようとするのでしょうか。

ただ、実体は、前文部科学次官の発言に対する一部メディアや官邸からの脅威反射的な人格攻撃からも明らかのように、共謀罪法案は、既に秘密裏に進む個人情報収集活動を裏の活動から表の活動へと法的に追認するものと言えましょう。

共謀罪法案には国際ペンクラブなどの国際的批判も強く、言論と自由に関する国連特別報告者も、プライバシーや表現の自由を制約する懸念があるとし、同報告書では、政府がメディアに対して直接又は間接的に働きかけている、安全保障を根柢とした情報統制が進んでいることが日本の民主主義基盤を損なわないよう注意する必要があることなどが指摘されています。

国連人権委員会での報告に対する日本政府の批判に対して、世界は納得できないことでしょう。総理自身もメディアを選別し、自分の主張や反論を意図的に示す言論操作をしているのですから。

報道、言論、表現の自由度が圧倒的に低いという国際的評価のとおりです。

それでは、なぜ総理はこれほどまでに無謀な共謀罪法案を成立させようとするのでしょうか。それは、総理年来の宿願であり、米国が反対する憲法改正を実現するため、ひたすら米国の意向に沿いつつ、そんなにそんなに重ねて、情報統制国家にしようとするのが総理の真意でしょう。

米国は明確な意見を表示しているわけではなく、そこには米国をリーダーとする形を変えた無責任の体系が見て取れるのです。もちろん、そこでは総理と志を一にする人間以外の国民の意思などは一顧だにされていないことは言うまでもありません。

これらの民主主義基盤を切り崩す政策を進めるため、総理は国民の意見が大きく二分される重大な政策変更を、多数決を錦の御旗に、数の暴力である採決の強行を続けており、これはJ・S・ミルが言う多数の専制そのものです。多数の専制においては、多数派は、国民の多数を代表するこの擬制の下で、多数派の主張を実現するためポピュリズムをあおり、国民の利益が短期的に守られるように見せながら、少数派の意見は抑圧され、長期的には国民の真の利益は侵害されるのです。

将来世代への影響が大きく、現在、喫緊の課題である巨額の長期債務残高を抱えながら、国際公約であるその解消策について政府は真摯な姿勢を示さない一方で、テロやオリンピック・パラリンピック、北朝鮮の不安を喧伝しつつ、国民生活に甚大な影響を与える民主主義基盤の侵害を強引に進めています。多数の専制の弊害を避けるためには、徹底した自由な討論と少数意見の保障が不可欠であるにもかかわらず、現政権は、我が立法院をコントロールし、十分な審議の尊重などは眼中にないからこそ、中間報告を求める動議など出してきたのではないのでしょうか。

マックス・ウェーバーは、政治家を、自分の理

念を語る言葉に自ら酔ってしまう傾向の心情倫理型政治家と、結果に対する責任を心の底から感じることができ、自分の語る理念の行方を冷めた目で見る覚悟がある成熟した責任倫理型政治家に分けています。政治家はこの心情倫理と責任倫理とのバランスが重要とされますが、現総理は心情倫理が突出し、責任倫理のかけらも感じられませんが、

老子第六十六章には、民に上たらんと欲すれば、必ず言をもつてこれに下り、民に先んぜんと欲すれば、必ず身をもつてこれにおくるとあります。統治者は謙虚であれとして、統治者となつて人民の上に立ちたいと望むなら、必ず自分の言葉を謙虚にして人にへりくだり、指導者になつて人民の先頭に立ちたいと望むなら、必ず自分の振る舞いを抑えて人の後から付いていくような謙虚な態度が必要であるとされています。

これまで、疑惑などが発覚し政治道徳あるいは政治倫理上の説明責任を果たせない場合、政策的破綻よりも政治倫理上の説明責任を重視し、自らに対する国民からの説明不足を指摘する声に配慮し出処進退を決めてきたのがこれまでの政治家でした。

ところが、道徳教育に熱心な総理や官房長官は、国民が求める十分な説明を無視し、ノーコメントや答弁をそらし、証人喚問を否定し、証書類を出所不明の怪文書として立証責任を転嫁し、前文部科学次官などのイメージを悪く印象操作するなど、およそ謙虚な統治者像とは真逆の唯我独尊、高圧的な姿勢を貫いています。

○議長(伊達忠一君) 吉川君、時間が経過しております。簡単に願います。

○吉川沙織君(統) 総理にも官房長官にも、過ちは改めるにしくはなしという真摯な姿勢は全くなく、全てを政治闘争と考えて自己の非を認めないのです。

各国民が行えば不正と非難される行為も国が

行えば公正となるのでしょうか。森友問題、加計問題は共に官僚の無責任な体系を悪用し……

○議長(伊達忠一君) 吉川君、時間ですので、簡単に願います。

○吉川沙織君(統) 原則非公開の行政内部手続を通じた国家的便宜供与のロンダリングにはかならないのです。

総理や官房長官は違法ではないと連呼しますが、巨悪ほどよく眠ると言われるように、地位を利用した公権力の行使については、性善説に立ち、微に入り細をうがう法規定はせず、その裏付けとして公務員や政治家に高い倫理観を求めているのです。ところが、総理らは政治倫理をみじんも感じず、この法の間隙を悪用しています。

○議長(伊達忠一君) 吉川君、簡単に願います。

○吉川沙織君(統) 現総理の疑惑に対する国民の批判は、辞職した前都知事に対する都民のものと同じなのです。国民も都民も、法を犯していると批判しているわけではありません。(発言する者あり)もう少しで終わります。

より高い倫理を求められる権力者の地位に立つ者は、李下に冠を正さず、厳格な説明責任を求められるということなのです。国民に真相が見透かされているにもかかわらず、権力をかさに着た威圧的言動、他者への責任転嫁など、目に余ります。国民からの説明不足を指摘する声が高まっているにもかかわらず、現政権は、類かむりしたまま国会を数度押し切り、疑惑報道が減り、国民の関心が薄れるのを待つという、余りにも国民を愚弄する態度です。

国会における一強状況を背景として、高い政治倫理を無視し、民主的行政システムをゆがめ、行政独裁により国民を萎縮させつつ……

○議長(伊達忠一君) 吉川君、簡単に願います。

○吉川沙織君(統) ひたすら最終目標である憲法改正に向け暴走する現総理は、即刻退陣すべきです。

以上、申し述べてきたような重大な政治状況の中で、日本の民主主義基盤を破壊するような行政独裁を食い止めることこそが、憲法が規定する権力分立の下にある国会に本来求められている最も重要な役割のはずです。

ところが、現政権の暴走を抑止するどころか、行政府の意向を常にそんたくし、多数の専制を助長し、立法府の存在意義、良識の府である参議院の価値を毀損する国会運営を行わんとする山本議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得ませんでした。

行政府だけでなく、立法府も総理を頂点とした無責任の体系に練り込まれており、総理の発言どおり、実質的には総理が立法府の長状態になっています。行政独裁を進める現総理の与党多数による横暴に対し、立法府たる国会としても強く抗議の声を上げ、阻止しなければならぬのです。(発言する者あり)もう少しで終わりますので、もう少しだけお時間いただけませんかでしょうか。

今日の議事日程は二大臣の問責決議案で終わるはずだったんです。

○議長(伊達忠一君) 吉川君、時間が相当経過しております。まとめてください。

○吉川(沙織君) 議事日程の追加をされたからこそ、残念ながら議院運営委員長に解任決議案を出さざるを得なかった、この思いを分かってください。中間報告をこのような形で求めることの動議を出して、法案を委員会から奪い、本会議で議事を決するようなこんな議事運営、あっていいわけありません。

この危機的状況の中で、国民の代表として将来世代に対する説明責任を果たすためにも、現政権に強く抗議しつつ、山本議院運営委員長の解任を求めて、私の提案理由の説明を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。佐藤正久君。

(佐藤正久君登壇、拍手)

○佐藤正久君 自由民主党の佐藤正久です。

自民・公明を代表いたしまして、ただいま提出されました山本順三議院運営委員長解任決議案に対し、断固反対、絶対反対の立場から討論いたします。

まず、山本議院運営委員長をなぜ解任しようとするのか、全く理解することができません。野党の諸君は、山本議院運営委員長が、議事を追加し法務委員長に中間報告を求めたことを強引な進め方であると批判をされておりますが、山本議院運営委員長は、与野党理事から意見を聞き、十分に議論を行い、いわゆるテロ等準備罪の重要性に鑑み、熟慮に熟慮を重ねて、法務委員長に中間報告を求めたものであります。

今回の組織的犯罪処罰法改正案は、国際組織犯罪捜査の国際協力を可能とする国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約の締結に伴い必要となる法整備を行うおとするものであります。テロ等に立ち向かう国際的なネットワークの抜け穴になるおそれがあるという我が国の状況は、一日も早く解消されるべきであります。

既に法務委員会では、野党の諸君が審議を拒否した質疑時間を含めれば三十時間を超える議論となる上に、二度の参考人質疑を行っております。TOC条約には組織的犯罪処罰法改正案なしに現行法のままで加盟ができるという一部野党の主張がありましたが、法務委員会の審議を通じて、その主張は正しくない、間違いであるということが明らかになりましたし、何より、本条約を所管する国連薬物犯罪事務所の上書においては、重大な犯罪の合意罪、すなわちテロ等準備罪の創設

が不可欠であることが確認されています。

さらに、野党の諸君は、この法案を共謀罪と呼び、治安維持法の復活だとか一億総監視社会が始まるといったワンフレーズのみで、現実的にはあり得ない事例を出してきては、法案の中身を説明することもなく、国民を欺くかのような主張を何度も何度も繰り返してきました。しかし、法案は、以前の国会審議過程の中で挙げられた懸案等を踏まえ立案されており、国民の不安や疑念を十分払拭したものとなっていることもこれまでの審議で明らかになっております。

野党の諸君は、審議時間が足りないと言いつながら、法務委員長解任決議案や法務大臣問責決議案を提出し、委員会での審議をストップさせる矛盾した行動を繰り返しており、既に、ただただ採決を遅らせるという日程闘争以外の何物でもないことは明らかであります。単に時間を空費するだけの全くもつてむなし議論を、国民は誰一人として望んでおりません。

また、議長応接室前での騒然とした野党議員の動きも見られましたが、本来は与えられた審議時間の中で議論を尽くすべきであり、これこそが国民の期待する参議院の姿ではないでしょうか。

このような状況に鑑み、法務委員長に中間報告を求め、本会議での審議の可否について議論することは、国民の生命、安全に直結する重要な法案を速やかに採決すべき時期が来たと判断される以上、議院運営委員長としての職務を全うする上で至極当然のことです。どうしてこの判断が議院運営委員長の解任につながるのでしょうか。全く理解ができません。まさに、法案の成立を阻止するため、あらゆる手段を講じようとする理不尽極まりない決議案であります。

野党の諸君に申し上げます。我々参議院議員は、多様な人材が集まり、長期かつ安定した任期であるため、充実した審議を行うことができます。

す。院も政府もいい意味で緊張関係を保ちながら、誠実な議論の積み重ねが行える良識の府でなければなりません。良識の府として参議院の在り方を考え、参議院の役割を果たすためにも、熟議の後に決めるべきときには決めなければならぬ、これが民主主義のルールであります。このルールを無視して採決を拒否することは絶対にあってはなりません。

山本議院運営委員長は、地方議会の経験も長く、不易流行をモットーに、ライフワークである教育再生や農林水産業振興、経済再生、国民の安全、安心の確保など、参議院議員としてその使命を果たすべく全身全霊で活動されてきました。加えて、決算、ODAを重視する参議院におきまして、決算委員長、政府開発援助等に関する特別委員長を歴任されてきました。これらの委員長を任せられる信頼感、能力、人柄は、参議院議員である皆様であれば当然理解できるはずであります。そして、これらを経験されてきた山本議院委員長の議会運営能力につきましては当然信頼できるものであり、解任決議には全く当たりません。その中立公平、不偏不党の議会運営は、多くの方から尊敬されこそすれ、批判されることは全く理解できません。

以上申し上げましたが、山本議院運営委員長に対する解任決議案には何ら正当な理由がありません。法案の採決を遅らせるために解任決議案を提出するという暴挙に断固抗議し、野党の諸君に猛省を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 白眞勲君。

(白眞勲君登壇、拍手)

○白眞勲君 民進党・新緑風会の白眞勲でございます。私は、会派を代表いたしましたので、ただいま議題となりました議院運営委員長山本順三君解任決議案に賛成する立場から討論をいたします。

今、与党議員からこの決議案に対して、何でもかきつぱり分らないという話がありましたけれども、今から私がゆつくりと説明いたしますので、しっかりと聞いていただきたい、そういうふうに思っております。

私は、参議院議員として長年にわたって本院に貢献してこられた山本順三議院運営委員長に対する解任決議案に賛成することは、同じ参議院に身を置く者として、誠に残念でなりません。議員会館のエレベーターでお会いする山本委員長は、いつも円満で、本心にすばらしい方だと尊敬をしておりました。この悲しいお役をしなければならぬ私は本当にかわいそうです。

この中間報告を悪用しようとするのは、山本委員長の本来的な気持ではないですよ。きつと誰かの指示でこのような中間報告制度を悪用した議院運営委員会の判断、やむを得ずやられたものだと深い同情を禁じ得ません。このような悪用はやめましょうよ。

特に、現行憲法下の二院制の下で、良識の府である参議院の存在がますます重要になってきている今日、今回、山本順三議院運営委員長の取った行為は、今期国会において参議院改革協議会を設置し、今後の参議院の更なる発展を企図し、全会派の合意の下、円満に参議院の未来を議論している現下の流れに重大な障害を及ぼすものであり、良識の府である参議院に汚点を残すものであります。

もとより、法務委員長秋野公造君解任決議案、さらには法務大臣金田勝年君問責決議案を提出するに至った経緯は、衆議院では審議が全く尽くされないまま送付されてきたこの共謀罪法案について、せめて参議院では国民の懸念や疑問点に対ししっかりと応えなければならぬという、良識の府に身を置く我々の当然の思いに何ら応える真摯さを見せない与党の消極的姿勢に対するやむを得ない対応でした。先ほど、うちの吉川議員が説明

したとおりですよ。分かっていますか。ちゃんと聞いていましたでしょう。

本来、中間報告というのは委員会中心主義の大きな例外なんですよ。今までは野党の委員長の下での中間報告の例が当たり前で、与党の委員長が行うというのはどういうことなんですか。この制度は厳に慎んで運用されるべきであります。しかるに、本案については、委員会における審査が全く不十分であるにもかかわらず中間報告制度を利用して本会議の運営を強行することは、国会法の趣旨をないがしろにするものであり、公正円満な運営をすべき議院運営委員長として決して取るべき対応ではありません。

なぜこのようなことをするんですか。そもそも、中間報告などしないで、延長すればいいじゃないですか。しっかりと議論しましょうよ。なぜできないんですか。後ろめたいことがあるんです。それは、加計問題、森友問題を意図的に隠そうとする官邸の強い意向があるにほかならないんじゃないんですか。さつさとシャッターを開けて店じまいするなど、国民の負託に応じなければならぬ良識の府である参議院の取るべき姿なんではないですか。

なぜ前川前事務次官の証人喚問をしないんですか。本人は出ると言っているじゃないですか。森友問題の籠池さんの場合は、総理を侮辱したといつて証人喚問したじゃないですか。前川氏は行政がゆがめられたと言っているんですから、これは本当に総理に対する籠池さん以上の侮辱じゃないんですか。証人喚問しないということは、総理が行政をゆがめたことを認めたことになるんじゃないんですか。全くもってちんぷんかんぷんですよ。

さらには、共謀罪法案についても申し上げましょう。総理は一般の人とは関係ないと言いますけど、じゃ聞きましよう。生まれた赤ちゃんはみんな一般人ですよ。組織的犯罪集団に属する赤ちゃん

は存在するはずありませんよ。途中から変わるでしょう。その根拠はどこにあるんですか。全く答えになりません。ましてや、一般人から組織的犯罪集団に変わるのには捜査当局が決めることであつて、本人じゃないんですよ。これについてきちんとした説明してください。

そもそも、五月三十日の法務委員会で金田大臣が説明しようとして手を挙げたとき、何と安倍総理が慌てて金田大臣の肩を押さえている、答弁させませんでしたよね。どういうことですか。ましてや、金田大臣の部下である副大臣も、腕を押さえて政府参考人に答弁させるよう仕向けました。こんな初めて見ました。大臣自身に説明させないような法をそもそも提出しないでくださいよ。

国際組織犯罪防止条約、TOC条約に新たな立法が必要になるという論法に無理があることは明らかです。しかも、これまでの共謀罪と中身は一緒じゃありませんか。組織犯罪処罰法、テロ等準備罪と名前を変えただけじゃありませんか。東京オリンピック・パラリンピックにかこつけて、法整備ができなければ開催できないと総理は発言していますが、まさに総理による印象操作じゃないんですか。大体、オリンピックにかこつけて何で憲法改正までしなけりやならないんですか。さつぱり分かりませんよ。拉致問題だつてそうですよ。大体、政権の最優先課題として、今まで何の進展もないじゃありませんか。

そんな中、この凶暴極まりないやり方で中間報告でお茶を濁すというのは、良識の府としての参議院に汚点を残すことになりまして、国民を愚弄することにほかなりません。

本院の運営に重大な責任を有する議院運営委員長としては、これまでの法務委員会の審査経過をしっかりと見つつ、法案を付託した当事者として、円満、慎重な審査を促進させなければならぬいはずであります。しかるに、中間報告制度を悪用した本会議運営

の判断は、現下、参議院改革協議会で議論されるべき参議院の在り方にまさに逆行するものであります。

衆議院をチェックし、そして抑制機関として参議院が作用することを自ら放棄し、また衆議院の足らざるところを補充する補充機能をも放棄したものと云わざるを得ません。参議院自らが二院制の意義を否定するものであり、立法府としての自殺行為にほかなりません。

本日、久々に開催がやつと合意された憲法審査会も、このままじゃ結局開催できないじゃありませんか。中川雅治自民党筆頭も、懸命に開催のために頑張つてくれましたよ。開催できない理由、二院制の説明、それをやつていこうじゃないか、二院制の議論をやつていこうじゃないか、真摯に議論をやつていこうじゃないか、そういうことで我々は一生懸命やつているにもかかわらず、その二院制を否定するような今回の動きは、本当に私は頭にきていますよ。この憲法審査会について開催できない理由は与党自民党にあることを、これをしっかりと申し述べておきます。

参議院の存在意義を根本的に問わなければならない事態を招いた山本順三議院運営委員長の責任は、極めて重大であります。

山本順三委員長、今回あなたが取りになった行為は、なりふり構わず突き進む安倍政権の独善的な姿勢を体現する共謀罪法案の強行採決にくみしたものと云わざるを得ません。

○議長(伊達忠一君) 白君、時間でございます。まとめてください。

○白眞勲君(総) 議院運営委員長としての公正公平であるべき職分、権限を忘失したものであります。

以上、民進党・新緑風会を代表いたしまして、議院運営委員長山本順三君解任決議案に賛成する理由を述べ、議員各位の真摯なる判断をお願いし、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議院運営委員長山本順三君解任決議案に賛成の討論を行います。

そもそも、今日は、本会議散会後に、次回の日程を協議するために議院運営委員会理事会を開くことを朝の理事会で確認しておりました。にもかかわらず、山本議院運営委員長は、昼休みに突然、理事会を開いたのであります。なぜか。今日、昼前に突然、与党代表自民党国対委員長から野党代表民進党国対委員長に対し、共謀罪法案については中間報告を行いたい、その上で採決したいと、一方的な通告があったからであります。

与党の諸君は恥を知らないと言わなければなりません。国会は何のためにあるのか。参議院は何のためにあるのか。政府の行うことを国民の立場からチェックする行政監視機能こそ、国会の最も重要な役割であり、衆議院の議論に加えて、異なる選挙制度、異なる時期に国民から選ばれた我々参議院がより深くより丁寧に議論を尽くすことこそ、二院制における参議院の役割ではないのでしょいか。それこそ、国民の期待する国会、参議院の使命ではないかと確信するものであります。

共謀罪法案について、国民はどう見ているでしょうか。六月に入って実施された北海道新聞の世論調査で、共謀罪反対の声は一四ポイント増えて五九%と、賛成三四%を大きく上回りました。テロ対策のためなど政府寄りの設問であるNHKの世論調査でも、反対、どちらとも言えないが六割以上を占め続けているのであります。

共謀罪法案は、審議すればするほど国民の中に不安が広がる法案であります。国会が仮にも国民の代表者であるなら、徹底審議して不安をなくするが当たり前ではないでしょうか。不安がなくな

らないのなら廃案とするのが当然ではないでしょうか。それを中間報告で審議を打ち切り採決するとは、国会、参議院の自殺行為に等しいと言わなければなりません。

だからこそ、参議院野党四会派は、中間報告の通告がなされた直後、小川敏夫民進党・新緑風会会長、福島みずほ希望の会会長、糸数慶子沖縄の風会長と私が伊達忠一議長の元を訪ね、先ほど述べた中間報告の問題点を丁寧に伝え、与党によつて一方的に政党間協議が打ち切られた以上、ここは議長が賢明な御判断をと要請したのであります。

私は、その場で、かつて自民党出身の河野謙三参議院議長は七三の構えを説かれ、与党に三、野党に七顔を向けてこそ議院の公正な運営ができる、このことを貰われました、今こそこの役割が求められているのではないのでしょうかと私は伊達議長に申し上げました。議長は、しっかりと受け止めます、信頼が大事ですと答えになったのであります。

にもかかわらず、山本委員長は、中間報告をやるとうとする議院運営委員会理事会を開きました。開かれた議院運営委員会ではどんな議論があったか、詳しく報告したいと思ひます。

自民党の理事から、状況が変化したが、中間報告の動議を出したい旨の発言がありました。我が党仁比理事から、朝、本散後に次回本会議の日程を協議すると言っていたではないか、状況が変わったとは一体何が変わったのか。昨日の法務委員会でも、自民党の理事、西田理事から、今日採決は考えていない旨の発言があり、法務委員長も、採決はまだだ、こういう認識を示されました。これから一体何が変わったのか、仁比理事が質問いたしました。自民党の議院理事は、……、答えられない状況があったわけであります。維新の理事から、仁比さんの言うとおりだ、こういう発言があ

り、激しい抗議とともに持ち帰るという発言がありました。仁比理事から、持ち帰る前に一つ確認したいことがある、中間報告にする一体理由はどこにあるのか、こう詰め寄りました。自民党の理事からは、動議は自民党会派として出す、お怒りはごもっとも、会期末なので、こういう理由しか示されなかつたのであります。それを受けて仁比理事は、公明党は知らなかつたのか、屈服するのか、こう問いましたが、公明党の理事は、……、答えがなかつたのであります。仁比理事が改めて、会期末に本会議で強行採決するのか、こう詰め寄りました。また自民党はうつむいたまま返事はありせん。ここで休憩になり、山本議院運営委員長は、指摘は重く受け止めると、休憩に入つたのであります。

にもかかわらず、山本議院運営委員長は、公正公平な議院の運営という自らの役割を投げ捨て、議會制民主主義を踏みこじる中間報告のための本会議を開催するための委員会を強行いたしました。解任は当然であります。

共謀罪法案の参議院法務委員会における審議はまだ十八時間弱、緒に就いたばかりです。時間だけの問題でもありません。審議すればするほど、矛盾と問題点が噴出していきます。審議すべき問題は山のようにあります。にもかかわらず、委員会での審議を打ち切つて、数の力で押し上げて、強行採決で成立を図ろうなどということは、参議院と国会の存在を否定する行為だと言わなければなりません。

与党に言われるがままにその暴挙を唯々諾々と受け入れようとする議院運営委員長は、そのことだけを取つても解任に値すると言わなければなりません。

しかも、共謀罪で問われているのは、人権とプライバシーが脅かされることになるのではないのかという重大問題です。一つ、内心に踏み込む捜査

や処罰が行われるのではないのか。二つ、一般人が捜査や処罰の対象となるのではないのか。三つ、民主主義の根幹に重大な萎縮をもたらす監視社会になるのではないのか。(発言する者あり)ないということが言えるんだつたら、ちゃんと審議したいじゃないですか。

参議院の参考人の三人のうち二人がこの懸念を出したわけであります。参考人に対して、審議を尽くすのが参議院の礼儀ではないでしょうか。

こうした大問題は、国民の不安、専門家の指摘の焦点です。僅かな審議においても、新たな重大問題が次々と明らかになっていきます。こうした国民の懸念、批判に真摯に向き合い、問題を究明する徹底した審議こそ、参議院に求められている責務であります。

そして、この徹底した審議を支える柱が委員会中心主義であります。戦前の本会議中心主義に対して、新憲法下の新しい国会は、その運営について委員会中心主義を採用いたしました。より突っ込んで、より充実した審議をすることを目的としているのが委員会中心主義であります。中間報告の濫用は、その新しい国会の柱を乱暴に破壊するものと言わなければなりません。

今、安倍政権は、森友問題、加計問題に象徴されるように、行政を私物化し、政治をほしきままにしております。

○議長(伊達忠一君) 時間でございます。まとめてください。

○山下芳生君(続) これに対し、多くの国民が厳しい批判、怒りの声を上げています。我が党は、こうした国民とともに、野党とも力を合わせて闘うことを表明し、議院運営委員長解任決議案への賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより本決議案の採決をいたします。

足立信也君外四十九名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されておりま

す。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(伊達忠一君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(伊達忠一君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五票

白色票 七十三票

青色票 百六十二票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて延会いたします。

午後九時四十二分延会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員
高木かおり君 杉 久武君
矢倉 克夫君 井原 巧君
片山 大介君 三浦 信祐君
里見 隆治君 小川 克巳君
石井 苗子君 伊藤 孝江君
高瀬 弘美君 熊野 正士君
今井絵理子君 藤巻 健史君
清水 貴之君 宮崎 勝君
佐々木さやか君 河野 義博君
平木 大作君 大沼みずほ君
浅田 均君 儀間 光男君
秋野 公造君 竹谷とし子君
若松 謙維君 新妻 秀規君
石井 正弘君 中西 健治君
東 徹君 石井 章君
山本 博司君 長沢 広明君
石川 博崇君 横山 信一君
末松 信介君 野上浩太郎君
片山虎之助君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 浜田 昌良君
山本 香苗君 谷合 正明君
西田 実仁君 山口那津男君
魚住裕一郎君 丸川 珠代君
大野 泰正君 島田 三郎君
滝沢 求君 豊田 俊郎君
馬場 成志君 小野田紀美君
こやり隆史君 佐藤 啓君
進藤金日子君 徳茂 雅之君
自見はなこ君 朝日健太郎君
青山 繁晴君 足立 敏之君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
石田 昌宏君 太田 房江君
北村 経夫君 古賀友一郎君

上月 良祐君 酒井 庸行君
島村 大君 高野光二郎君
塚田 一郎君 赤池 誠章君
江島 潔君 渡辺 猛之君
三原しゅん子君 藤川 政人君
長谷川 岳君 中西 祐介君
牧野たかお君 松村 祥史君
水落 敏栄君 磯崎 陽輔君
片山さつき君 有村 治子君
二之湯 智君 岡田 直樹君
山本 順三君 世耕 弘成君
鶴保 庸介君 衛藤 晟一君
平野 達男君 藤井 基之君
山谷えり子君 宮沢 洋一君
愛知 治郎君 関口 昌一君
吉田 博美君 三木 亨君
元榮太一郎君 宮島 喜文君
山口 和之君 伊波 洋一君
松川 るい君 中西 哲君
藤木 眞也君 糸数 慶子君
山田 宏君 そのだ修光君
井上 義行君 阿達 雅志君
渡邊 美樹君 吉川ゆうみ君
高橋 克法君 滝波 宏文君
柘植 芳文君 堂故 茂君
中泉 松司君 長峯 誠君
二之湯武史君 羽生田 俊君
高階恵美子君 大家 敏志君
宇都 隆史君 上野 通子君
岩井 茂樹君 磯崎 仁彦君
石井 浩郎君 青木 一彦君
松山 政司君 石井 準一君
西田 昌司君 野村 哲郎君
猪口 邦子君 松下 新平君
福岡 資麿君 石井みどり君
橋本 聖子君 中川 雅治君
岡田 広君 金子原二郎君

武見 敬三君 山本 一大君
林 芳正君 柳本 卓治君
木村 義雄君 溝手 顕正君
薬師寺みちよ君 行田 邦子君
木戸口英司君 山本 太郎君
青木 愛君 アントニオ猪木君
松沢 成文君 福島みずほ君
森 ゆうこ君 又市 征治君
山田 修路君 山下 雄平君
森屋 宏君 杉尾 秀哉君
森本 真治君 磯崎 哲史君
堀井 巖君 舞立 昇治君
三宅 伸吾君 宮本 周司君
石橋 通宏君 川合 孝典君
大野 元裕君 斎藤 嘉隆君
森 まさこ君 山田 俊男君
丸山 和也君 中野 正志君
川田 龍平君 野田 国義君
風間 直樹君 牧山ひろえ君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
古川 俊治君 中山 恭子君
足立 信也君 小林 正夫君
藤田 幸久君 浜野 喜史君
山崎 正昭君 鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君 中曽根弘文君
山東 昭子君 蓮 舫君
芝 博一君 羽田雄一郎君
伊藤 孝恵君 平山佐知子君
矢田わか子君 山添 拓君
宮沢 由佳君 浜口 誠君
古賀 之士君 武田 良介君
石上 俊雄君 真山 勇一君
小西 洋之君 舟山 康江君
岩淵 友君 徳永 エリ君
難波 奨二君 江崎 孝君
有田 芳生君 田名部匡代君
吉良よし子君 倉林 明子君

相原久美子君 大島九州男君
藤末 健三君 白 眞敷君
那谷屋正義君 紙 智子君
辰巳孝太郎君 大門実紀史君
吉川 沙織君 神本美恵子君
大塚 耕平君 増子 輝彦君
福山 哲郎君 田村 智子君
井上 哲士君 仁比 聡平君
榎葉賀津也君 小川 敏夫君
小川 勝也君 長浜 博行君
櫻井 充君 鉢呂 吉雄君
柳田 稔君 山下 芳生君
市田 忠義君 小池 晃君

國務大臣

総務大臣 高市 早苗君
法務大臣 金田 勝年君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
農林水産大臣 山本 有二君
国土交通大臣 石井 啓一君
国務大臣 山本 幸三君

議長の報告事項
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

中西 哲君 野上浩太郎君
櫻井 充君 矢田わか子君

法務委員

辞任

補欠

山添 拓君 仁比 聡平君

外交防衛委員

辞任

補欠

野上浩太郎君 中西 哲君

文教科学委員

辞任

補欠

松村 祥史君 小野田紀美君
仁比 聡平君 吉良よし子君

厚生労働委員

辞任

補欠

羽田雄一郎君 石橋 通宏君

農林水産委員

辞任

補欠

浜口 誠君 櫻井 充君

経済産業委員

辞任

補欠

石井 浩郎君 丸川 珠代君
世耕 弘成君 青山 繁晴君
松山 政司君 松村 祥史君
矢田わか子君 浜口 誠君
吉良よし子君 辰巳孝太郎君

国土交通委員

辞任

補欠

石橋 通宏君 羽田雄一郎君
辰巳孝太郎君 山添 拓君

環境委員

辞任

補欠

青山 繁晴君 世耕 弘成君
小野田紀美君 松山 政司君

行政監視委員

辞任

補欠

丸川 珠代君 石井 浩郎君

同日衆議院において選任した理事は次のとおりである。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

理事 西田 実仁君 (谷合正明君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(奥野

総一郎君外四名提出(衆第二二号)

同日議長は、次の議員提出案を内閣委員会に付託した。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(磯崎哲史君外三名発議)(参第一〇五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(磯崎哲史君外三名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所設置に關し承認を求めの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電子委任状の普及の促進に関する法律案

住宅宿泊事業法案

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

同日商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参第一〇六号)は、「徳永エリ君外三名発議」が「徳永エリ君外六名発議」に訂正された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平君提出東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問に対する答弁書(第二一八号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

電子委任状の普及の促進に関する法律
住宅宿泊事業法

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人
農畜産業振興機構法の一部を改正する法律
同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に
基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び
北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
につき承認義務を課する等の措置を講じたこと
について承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づ
き、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求
めるの件

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二
第一項の規定に基づく「平成二十八年男女共同
参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第
二項の規定に基づく「平成二十九年男女共同参
画社会の形成の促進施策」についての文書を受領
した。

同日内閣から、消費者基本法第十條の二の規定に
基づく「平成二十八年消費者政策の実施の状況」
に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三條第四項の規
定に基づく平成二十八年消費者事故等に関する
情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受
領した。

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関す
る法律第十九條の規定に基づく平成二十八年政
策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への
反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長か
ら、公害等調整委員会設置法第十七條の規定に基
づく平成二十八年公害等調整委員会年次報告書
を受領した。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関
する法律第八條の規定に基づく「平成二十八年
人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領
した。

同日内閣から、建設工事従事者の安全及び健康の
確保の推進に関する法律第八條第五項の規定に基
づく建設工事従事者の安全及び健康の確保に関す
る基本的な計画の報告を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四條の
規定に基づく平成二十八年の人事院の業務状況
報告書を受領した。

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

小野田紀美君

神本美恵子君

櫻井

充君

山本 太郎君

森

ゆうこ君

総務委員

辞任

杉尾 秀哉君

補欠

風間 直樹君

法務委員

辞任

牧野たかお君

補欠

渡辺美知太郎君

仁比 聡平君

山添

拓君

財政金融委員

辞任

風間 直樹君

補欠

杉尾 秀哉君

藤末 健三君

宮沢

由佳君

文教科学委員

辞任

小野田紀美君

補欠

野上浩太郎君

宮沢 由佳君

藤末

健三君

農林水産委員

辞任

櫻井 充君

補欠

神本美恵子君

舟山 康江君

柳田

稔君

森 ゆうこ君

山本

太郎君

経済産業委員

辞任

辰巳孝太郎君

補欠

仁比 聡平君

国土交通委員

辞任

山添 拓君

補欠

辰巳孝太郎君

環境委員

辞任

渡辺美知太郎君

補欠

牧野たかお君

柳田 稔君

舟山 康江君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する
法律案(今井雅人君外八名提出)(衆第三三三号)
同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会
に付託した。
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案(衆第一九号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国と
の間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣案第一三三号)
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間
の協定を改正する議定書の締結について承認を
求めるの件(閣案第一四号)
外交防衛委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回
国会閣承認第一号)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)
国土交通委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆
議院に送付した。
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施
に関する法律案(徳永エリ君外六名発議)
公文書等の管理に関する法律の一部を改正する
法律案(浅田均君外一名発議)
卸売市場法の一部を改正する法律案(藤巻健史
君外一名発議)
廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活
環境の保全上の支障の除去等に関する法律案
(藤巻健史君外一名発議)
柔道整復師法の一部を改正する法律案(藤巻健
史君外一名発議)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
在留資格認定証明書に関する質問主意書(櫻井
充君提出)(第一二九号)
嘉手納基地旧海軍駐機場の使用に関する質問主
意書(糸数慶子君提出)(第一三〇号)
米軍のパラシュート降下訓練に関する質問主意
書(糸数慶子君提出)(第一三一号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた施策に
関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一二一
号)
全ての労働者の均等・均衡処遇の実現に関する
質問主意書(石上俊雄君提出)(第一二二号)
誰もがいきいきと働けるための環境整備に関す
る質問主意書(石上俊雄君提出)(第一二三号)
持続可能な社会保障制度の確立に関する質問主
意書(石上俊雄君提出)(第一二四号)
医療事故と特定機能病院の承認に関する質問主
意書(牧山ひろえ君提出)(第一二五号)
成年後見制度と就業の権利に関する質問主意書
(川田龍平君提出)(第一二六号)
平成二十九年五月十七日に開催された一般社団
法人日本保険薬局協会総会における鈴木康裕保

陝局長の講演に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一二七号))
拉致問題に対する政府方針の二面性に関する質問主意書(有田芳生君提出(第一二八号))
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小野田紀美君
櫻井 充君
森 ゆうこ君

補欠

こやり隆史君
神本美恵子君
山本 太郎君

総務委員

辞任

こやり隆史君
風間 直樹君

補欠

小野田紀美君
杉尾 秀哉君

法務委員

辞任

小川 敏夫君
山添 拓君

補欠

福山 哲郎君
仁比 聡平君

外交防衛委員

辞任

福山 哲郎君
浅田 均君

補欠

小川 敏夫君
儀間 光男君

財政金融委員

辞任

古賀 之士君
杉尾 秀哉君
宮沢 由佳君

補欠

舟山 康江君
風間 直樹君
藤末 健三君

文教科学委員

辞任

藤末 健三君

補欠

宮沢 由佳君

厚生労働委員

辞任

片山 大介君

補欠

石井 苗子君

農林水産委員

辞任

神本美恵子君
柳田 稔君
儀間 光男君
山本 太郎君

補欠

櫻井 充君
古賀 之士君
浅田 均君
森 ゆうこ君

経済産業委員

辞任

北村 経夫君
仁比 聡平君

補欠

吉田 博美君
辰巳孝太郎君

国土交通委員

辞任

吉田 博美君
辰巳孝太郎君

補欠

北村 経夫君
山添 拓君

環境委員

辞任

舟山 康江君
石井 苗子君
片山 大介君

補欠

柳田 稔君
大介君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

西田 昌司君
山下 雄平君
佐々木さやか君
谷合 正明君

補欠

宮島 喜文君
元榮太一郎君
新妻 秀規君
宮崎 勝君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。
国務大臣山本幸三君問責決議案(相原久美子君外一名発議)
法務大臣金田勝年君問責決議案(真山勇一君外二名発議)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外五名提出)(衆第二四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回
国会閣承認第一号)審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)
審査報告書

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施
に関する法律案(参第一〇六号)審査報告書

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律
の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報
告書

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
の一部を改正する法律案(衆第一九号)審査報告
書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
医師の長時間労働規制の在り方に関する質問主
意書(川田龍平君提出(第一三二号))
「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」及び
「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」に示
された薬価制度改革に関する質問主意書(川田
龍平君提出(第一三三号))
米海兵隊のキャンプ・ハンセンにおける最新兵
器の訓練及び流弾事件に関する質問主意書(糸
数慶子君提出(第一三四号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延
長に関する質問に対する答弁書(第一一九号)
参議院議員牧山ひろえ君提出テロ等準備罪に係
る実行準備行為と行政書士業務に関する質問に
対する答弁書(第一二〇号)

同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第六
条の規定に基づく「平成二十八年度子ども・若者
の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状
況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規
定に基づく「平成二十八年度交通事故の状況及び
交通安全施策の現況及び「平成二十九年交通安全
全施策に関する計画」についての報告を受領し
た。

同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基
づく「平成二十八年度障害者施策の概況」に関する
報告を受領した。

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定
に基づく平成二十八年度拉致問題の解決その他北
朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政
府の取組についての報告を受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の
議案が提出された。
議院運営委員長山本順三君解任決議案(吉川沙
織君外一名発議)

審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月九日
政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 有田 芳生
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、都道府県又は市の議会の議員の
選挙において、候補者の政策等を有権者が知る
機会を拡充するため、候補者が選挙運動のため
のじゅうを頒布することができることとする等の
措置を講じようとするものであり、妥当な措置
と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十九年六月八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二条第一項中「並びに第一号から第三号まで」及び「第五号から第七号までに規定する」を削り、同項第四号中「八千枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚を加え、同項第五号中「四千枚の下に」、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚を加え、同項第六号中「二千枚の下に」、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚」を加え、同条第六項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」を「第一項及び」に改め、同条第八項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項」に改め、同条第九項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員又は長」に、「市長」を「市の議会の議員又は長」に、「第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月十三日

国土交通委員長 増子 輝彦

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十八年十二月九日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三條第三項の規定により閣議決定された特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更についてに基づき入港禁止の実施につき、同法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十九年五月三十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三條第三項の規定により閣議決定された特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定に基づいて「平成二十八年十二月九日閣議決定」に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五條第一項の規定に基づいて国会の承認を求め

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとされていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第千六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が

核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したと、平成二十八年三月二日(ニューヨーク時間)に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があることを認め、法第三條第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国

北朝鮮

特定船舶

(一)北朝鮮籍のすべての船舶
(二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
(三)国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く)であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(上記(一)又は(二)に該当する船舶を除く。)

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景

峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

(三)については、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成二十九年四月十三日まで

の間。

(四)については、平成二十八年十二月十日から平成二十九年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

(二)については平成二十八年二月十九日。

(四)については平成二十八年十二月九日。

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。(四)については平成二十八年十二月十日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(三)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(c)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月十三日

国土交通委員長 増子 輝彦
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十九年四月七日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月三十日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十九年六月十四日 参議院会議録第三十二号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件(衆議院送付)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。)第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(平成二十九年四月七日閣議決定)に基づき別紙のとおり行入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めめる。

別紙

一 入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第六百九十五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成二十八年一月六日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年二月七日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したことから、平成二十八年三月二日(ニューヨーク時間)に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があることを認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 特定の外国
北朝鮮

三 特定船舶

(一)北朝鮮籍のすべての船舶

(二)外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの

(三)国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)

であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(上記(一)又は(二)に該当する船舶を除く。)

(四)日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づき手続等によって確認されたもの(上記(三)に該当する船舶を除く。)

四 入港禁止の期間

(一)については、平成十八年十月十四日から平成三十一年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号(北朝鮮船舶、貨客船)については、平成十八年十月十三日から平成三十一年四月十三日までの間。

(二)については、平成二十八年二月二十日から平成三十一年四月十三日までの間。

(三)については、平成二十八年四月二日から平成三十一年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成三十一年四月十三日まで

の間。

(四)については、平成二十八年十二月十日から平成二十九年四月十三日までの間。

(五)については、平成二十九年四月十三日までの間。

(六)については、平成二十九年四月十三日までの間。

(七)については、平成二十九年四月十三日までの間。

(八)については、平成二十九年四月十三日までの間。

(九)については、平成二十九年四月十三日までの間。

(四)については、平成二十八年十二月十日から平成三十一年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

(二)については平成二十八年二月十九日。

(四)については平成二十八年十二月九日。

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成二十八年十二月九日以降に(三)の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。(四)については平成二十八年十二月十日。

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(三)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号八(ウ)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

審査報告書

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月十三日

農林水産委員長 渡辺 猛之
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における捕鯨を巡る国際的な状況を踏まえ、我が国の責務として商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を定めるとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為への対応のための措置等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案
右の議案を發議する。

平成二十九年六月八日

發議者

徳永 エリ 山田 修路
中西 祐介 藤末 健三
竹谷とし子 紙 智子
儀間 光男
賛成者
江島 潔 進藤金日子
野村 哲郎 平野 達男
藤木 眞也 舞立 昇治
山田 俊男 小川 勝也
田名部匡代 舟山 康江
矢田わか子

参議院議長 伊達 忠一殿

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基

づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もつて商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。

2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

(基本原則)

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。

一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、

それにより得られた研究成果は広く公表されること。

四 必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとて、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のつとて、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の意義に関する事項
二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十三条第一項にお

いて同じ」と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(鯨類科学調査計画)

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鯨類科学調査の目的

二 鯨類科学調査の実施海域

三 鯨類科学調査の期間

四 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)

五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

(指定鯨類科学調査法人)

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正

かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をすることを含む。)を業務とする。

3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施)

第八条 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、農林水産省令で定めるところにより、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、その同意を得て、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができる。

2 前項に規定する者が、同項の規定により鯨類科学調査を実施する場合においては、農林水産省令で定めるところにより、その実施する鯨類科学調査の実施の状況を報告し、当該鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

(補助)

第九条 政府は、調査実施主体(指定鯨類科学調査法人及び前条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体とされた者をいう。第十一條において同じ。)に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとする。

(鯨類科学調査の実施体制の整備)

第十条 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための調査実施主体に対する支援)

第十一条 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶、設備若しくは装備を備え、又は船舶の乗組員その他の関係者に妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な知識及び技能の習得若しくは向上のための訓練を行うため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(妨害行為への対応等のための政府職員の派遣等)

第十二条 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、必要に応じ、水産庁の職員その他その職務に従事する政府職員(以下この条及び次条第一項において単に「政府職員」という。)(又は政府職員が乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域その他の場所に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(妨害行為への対応等のための関係行政機関の情報共有)

第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。)その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報共有は、想定される妨害行為の種類ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)

第十四条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生を防止するため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)

第十五条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用を努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

講じさせるものとする。

(妨害行為への対応等のための関係行政機関の情報共有)

第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。)その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報共有は、想定される妨害行為の種類ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

(妨害行為への対応等のためのその他の措置)

第十四条 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるものとする。

2 政府は、妨害行為の発生を防止のため、妨害行為を行うおそれがある外国人について、上陸の拒否その他の入国、上陸及び在留の管理に関する必要な措置をとるものとする。

(鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等)

第十五条 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用を努めるとともに、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

講じさせるものとする。

(妨害行為への対応等のための関係行政機関の情報共有)

第十三条 農林水産大臣、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長は、鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員(前条の規定により派遣される政府職員及び同条の規定により派遣される船舶に乗り組む政府職員を含む。次項において同じ。)その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。

2 前項の情報共有は、想定される妨害行為の種類ごとに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令に照らし、鯨類科学調査に係る船舶の乗組員その他の関係者が妨害行為に対応してとることができる措置について、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点からできる限り具体的に行われるものとする。

2 政府は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるため、鯨類に関する文化及び食習慣並びに鯨類の利用についての広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用)

第十六条 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、可能な限り加工すること等により有効に利用され、かつ、当該利用が合理的に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、我が国の鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣並びに鯨類の利用に関する多様性についての国民の理解と関心が深まるよう、学校給食等における利用が促進されることを優先して講ずるものとする。

3 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対しその事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十七条 政府は、第九条に定めるもののほか、鯨類科学調査の実施体制の整備、妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用その他鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策の実施のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置)

第十八条 政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、第十一条から第十四条まで及び前条に規定する措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農林水産大臣は、この法律の施行の際現に鯨類に関する科学的な調査(鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するために必要な科学的情報を収集することを目的として行うものに限る。)の実施に関する計画を策定している場合であつて、当該計画が基本方針に即し、かつ、第六条第二項各号に掲げる事項を定めるものであるときは、当該計画をもって鯨類科学調査計画とすることができる。

3 前項の規定による鯨類科学調査計画に関し、

第七条第一項の規定により指定鯨類科学調査法人が指定される日までの間に実施された調査については、同条第三項の規定にかかわらず、当該調査を実施した者が、同項の規定の例により、農林水産大臣に報告しなければならない。

(検討)

4 政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施する観点から、効果的な妨害行為の排除の方法及び取締りの在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて外交上の措置、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年六月十三日

厚生労働委員長 羽生田 俊

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童福祉法第二十八条の保護措置の手續において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、家庭裁判所の研修内容に、子どもの権利や児童福祉についてのソーシャルワークの研修を組み込む等、人材育成に努めるとともに、業務量の増加に対応できるよう家庭裁判所の人員を含めた体制強化に努めること。

二、児童の社会的養護については、障害等のある児童が増加している状況を踏まえ、職員の研修など支援のための取組を強化すること。また、性的マイノリティの入所者の存在を考慮し、適切な対応について研究を進めること。

三、一時保護所においては、多様な背景を持つ子

どもの心の安定が保たれ、プライバシーに關して十分な配慮が払われるよう、個室化等の環境の改善を図るとともに、入所時における教育を受ける権利の保障、教員等の配置を充実させること。また、在所日数など、各都道府県等における一時保護所の実態について継続的に調査を行い公表するとともに、里親や民間NPO等への一時保護委託の活用を進めること。

四、児童虐待の発生予防・早期発見が重要であることに鑑み、乳幼児健康診査等における医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師や児童の福祉に關係のある者が、相互に連携を図りながら、より一層協力できるよう支援すること。

五、子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、特別養子縁組の利用拡大のための制度的枠組みについて速やかに検討を加え、その結果を踏まえ、必要な法的措置を講ずること。

六、予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。また、妊娠を他者に知られたくない女性に対する相談支援の方策について検討すること。

七、親子の再統合を支援するため、児童相談所の体制整備を進めるとともに、保護者に対するカウンセリング、依存症等の必要な治療、家庭内の子どもに係る衣食住を含む日常生活についての指導など、養育環境の計画的な改善を図ること。

八、DV被害者が子どもを連れて婦人相談所に来た場合は、子どもに対する直接的な虐待がないとされる場合も面前DVの疑いについて児童相談所に連絡し、その後の対応について、一時保護委託先として取り扱うことも含めて検討し、連携を図ること。

九、児童心理治療施設については、各都道府県一施設を早期に実現するとともに、子どもの良好な成長環境を提供できる人材の育成と専門職の確保に努めること。

十、児童相談所、婦人保護施設、NPO等の支援団体等が相互に連携する体制について検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年六月一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第八項中「第三十三条第五項」を削る。

第十九条の九第二項第四号ただし書中「その他のを」及び「に」を改める。

第二十一条の十の五第一項中「医師」の下に「歯科医師、保健師、助産師」を加える。

第二十五条の二第一項中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十項」に改める。

第二十八条第二項ただし書中「この条の下に並びに第三十三条第二項及び第九項」を加え、同条第四項中「定めて」の下に「当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告す

ること」を加え、「求め」を「求めること」に改め、同条第五項中「承認」の下に「申立てに対する承認」を加え、「保護者に対し指導措置」を「保護者に対する指導措置」に、「当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に」を「都道府県に対し、当該指導措置を採るよう」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

第二十八条に次の二項を加える。

家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができ。

第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

第三十一条第四項中「同条第五項」の下に「から第七項までの規定」を加え、同項第三号中「第三十三条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

第三十三条第二項中「措置の下に」(第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く)を加え、同条第五項中「経過すること」を「超えて引き続き一時保護を行おうとするとき」に、児童相談所長又は「都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければ」を「家庭裁判所の承認を得なければ」に改め、同項ただし書中「請求」の下に「若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求」を加え、同条第七項中「措置」の下に「第二十八条第四項の規定

による勧告を受けて採る指導措置を除く。第十一項において同じ)を加え、同条第八項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同条第十項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。

第三十三条の六第四項中「第三十三条第六項第二号」を「第三十三条第八項第二号」に改める。

第三十三条の七中「児童又は児童以外の満十歳に満たない者(以下「児童等」という。)」を「児童等」に改める。

第三十三条の十第三号中「児童の」を「児童に」に改める。

第二条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十

二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第一項中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改める。

第十二条の四第一項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長を加え、(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)」を削り、「採られ」の下に「又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ」を加え、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加え、同条第五項中「児童福祉法第二十八条の規定による」を削り、「変更された場合」の下に「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「採られ」の下に「又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われ」を加え、「同条第二項」を「同法第二十八条第二項」に改め、「審判」の下に「又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判」を加え、同条第六項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加える。

第十三条の四中「医師」の下に「歯科医師、保健師、助産師」を加える。

第十六条第二項中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十項」に、「第三十三条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

平成二十九年六月十四日 参議院會議録第三十二号

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 国務大臣山本幸三君問責決議案

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護であつて、当該一時保護を開始した日から二月を超えているものについてのこの法律による改正後の児童福祉法第三十三条第五項の規定の適用に関しては、この法律の施行の日前の直近の児童福祉法第三十三条第四項の規定による引き続いての一時保護を行った日(引き続いての一時保護を行った日から二月を経過することの日を含む。)において、旧児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の一時保護が開始されたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(家事事件手続法の一部改正)

第五条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五

十二号)の一部を次のように改正する。

第二百三十四条中「同じ。」及び「を」を「同じ。」に、「次条において同じ。」は「を」同条において同じ。及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件(同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。)」に改める。

第二百三十五条中「当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。」及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件を、「都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件」に改める。

第二百三十六条第一項及び第二百三十七条中「承認又は」を「承認」に、「承認の」を「承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の」に改める。

第二百三十八条に次の二号を加える。
五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

第二百三十九条を次のように改める。
第二百三十九条 削除
別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、同表の百二十八の項の次に次のように加える。

審査報告書

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十九年六月十三日
厚生労働委員長 羽生田 俊
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を十年延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成二十九年六月八日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「十五年」を「二十五年」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

国務大臣山本幸三君問責決議案

右の議案を議決する。
平成二十九年六月十三日

賛成者
相原久美子 矢田わか子
伊藤 孝恵 古賀 之士
杉尾 秀哉 田名部匡代
浜口 誠 浜野 喜史
平山佐知子 舟山 康江
真山 勇一 宮沢 由佳
参議院議長 伊達 忠一殿

理由
安倍政権の歪みは、覆い隠せないほど明らかとなった。いわゆる「加計学園問題」に関する国民の疑念が高まっているにも関わらず、政府は国会での事実関係の説明から懸命に逃げようとしている。
国家戦略特区に獣医学部を新設する計画について、文科省内に「官邸の最高レベルが言っている」「総理のご意向」などと記載された文書が存在していることが明るみになった。当初文科省は「確認できない」としていたが、文科省の前川喜平前事務次官が会見で「確実に存在していた」と証言し、「公平・公正であるべき行政の在り方が歪められた」とさえ語るなど、次々に新しい事実や証言が明らかになったことから、ようやく再調査されることになった。しかし、一向に調査結果が公表されていない。国会の会期末を前にして、調査する

ことを隠れ蓑にして議論から逃げ切ろうとしているものであり、国民と国会を愚弄するものである。断じて許されない。

本来、国家戦略特区に関する疑念は、担当大臣が率先して晴らさねばならない。しかし山本幸三君は、担当大臣としての職責を理解できず、率先して事実の隠べいに加担し、内閣委員会においては懸命にごまかし、言い訳の答弁を繰り返すのみであった。

加えて、山本幸三君は、地方創生担当大臣として、文化財観光の振興をめぐり「一番のがんは学芸員、一掃しないと」などと発言していた。学芸員という職業に対して間違った認識のうえでの中傷であり、またがん患者やその家族への配慮を欠くものである。大臣としてのみならず、政治家としてあまりにも軽率な暴言であり、決して許されない。

さらに、安倍総理から山本幸三国家公務員制度担当大臣に対して指示された、全省庁を対象とした天下りの実態調査についても、現時点で進展がない。総理の指示から半年が過ぎようとしているにも関わらず進捗状況が何ら明らかにされないのは、このまま天下りの実態を隠べいしようとしていると思わざるを得ず、到底認められない。

国家戦略特区担当大臣として、獣医学部新設をめぐり事実の隠べいに加担し、また地方創生担当大臣として、観光資源となっている地方の文化財に関する理解に欠け、国家公務員制度担当大臣としても何ら指導力を発揮できない山本幸三君に、國務大臣としての資格はない。

以上が國務大臣山本幸三君問責決議案を提出する理由である。

法務大臣金田勝年君問責決議案
右の議案を決議する。

平成二十九年六月十三日

賛成者

眞山 勇一

仁比 聡平

賛成者

伊藤 孝恵

杉尾 秀哉

浜口 誠

平山佐知子

宮沢 由佳

山添 拓

伊波 洋一

参議院議長 伊達 忠一殿

小川 敏夫

古賀 之士

田名部匡代

浜野 喜史

舟山 康江

矢田わか子

木戸口英司

法務大臣金田勝年君問責決議
本院は、法務大臣金田勝年君を問責する。
右決議する。

理 由

法務大臣金田勝年君に大臣としての資質が著しく欠けていることは、もはや誰の目にも明らかである。特にその答弁能力が著しく欠如していることは、政府・与党でさえ認めるほどである。

法務委員会における組織犯罪処罰法改正案、いわゆる「共謀罪」法案の審議の冒頭、与野党の合意がないまま、法務省刑事局長が常に政府参考人として登録され答弁するという過去例がない「包括議決」が決められた。これは、選挙で選ばれた議員同士が議論するという政府参考人制度の導入の趣旨に反して、本来大臣が答弁すべき質問を政府参考人に答弁させるものであり、絶対に認められない。

そもそも共謀罪は、内心の自由を侵す可能性が指摘されていて、国民に根強い不安がある。法案に対する不安の解消は政府が担い、主として大臣がわかりやすく丁寧に説明しなければならぬのは当然である。しかし、法案の議論がすすんでも一向に国民の不安は解消されていない。その理由は、担当大臣でさえ、法案の内容を理解できていないからである。五月三十日の法務委員会での法案審議において、金田大臣が答弁しようとして挙手した際、安倍総理があわてて金田大臣の肩を押さえて、答弁させなかった。また盛山副大臣も金田大臣が挙手した腕を強引に下し、政府参考人が答弁するよう仕向けた。これらは、安倍総理や、部下である副大臣が、金田大臣では答弁できない、金田大臣には答弁させられないと思つていたからであり、すなわち、法案の内容について理解できていないことの証左に他ならない。担当大臣でさえ理解できない法案を国民に無理強いすることは、間違ひなく、将来に禍根を残すことになる。

また金田大臣は本来ならば、国民の人権に最も敏感でなければならない法務大臣として、法案の欠陥を認識し、修正または撤回を主導すべきであった。憲法に保障された内心の自由を侵す可能性のある法律を、国民の不安を無視して強引に成立させようとする法務大臣は到底信任できない。人権に関する意識が乏しく、また自らが所管する法律の内容が理解できない、一人ではまともに答弁することができない金田勝年君に、これ以上法務行政を司る法務大臣の重責を担わせるわけにはいかない。

以上が法務大臣金田勝年君を問責する理由である。

議院運営委員長山本順三君解任決議案
右の議案を決議する。

平成二十九年六月十四日

賛成者

吉川 沙織

伊藤 孝恵

杉尾 秀哉

浜口 誠

平山佐知子

宮沢 由佳

参議院議長 伊達 忠一殿

舟山 康江

古賀 之士

田名部匡代

浜野 喜史

眞山 勇一

矢田わか子

議院運営委員長山本順三君解任決議
本院は、議院運営委員長山本順三君を委員長の職より解任する。
右決議する。

理 由

安倍政権が三月二十一日に閣議決定した「テロ等準備罪」を創設する「組織犯罪処罰法改正案」はその実態は「共謀罪」の新設であり、内心の自由を侵す可能性が指摘されており国民に根強い不安がある。所管である金田勝年君自身も答弁能力の著しい欠如で法務大臣としての資質に欠け、まさに審議を重ねる程に法案に対する国民の不安の解消は一向に消えないどころか論点は浮き彫りになるばかりで、圧倒的審議時間が足りず、中身に関し国連からも疑義を唱えられているにもかかわらず委員会での採決も飛び越して本会議で中間報告をおこなおうとしているのは言語道断であり、かつ与党の委員長にもかかわらず中間報告を行うのは参議

院としての院の存在を否定する行為であり、審議は必要ないと立法院として後世に禍根を残す。また衆議院で強行採決され送付され「熟議・再考の府」としての自殺行為であり参議院の権威を汚すことでもある。

議院運営委員長は国権の最高機関である国会において各会派の意見を尊重しながら公正かつ円満に議会全体を運営する極めて重い責任を持つてゐる。にもかかわらず議院運営委員会理事会において与野党が合意するための努力を怠り野党の意見を封殺するという暴挙に出た。最終的に強引に採決へのための再開への運びを行おうとしているのは乱暴で憲政史上例を見ず絶対に認めることができない暴挙である。

そもそも本会議における中間報告というものは「委員会に付託した案件の審査が著しく遅延し、これを放置しては当該案件が必要とされる期間内に議決されないような場合」に取られる措置であり、民進党をはじめとする野党も肅々と議論を行い、決してまだ中間報告を行う状況にないことは誰の目にも明らかである。早急に法案を成立させたい安倍総理の気持ちこそ山本順三「議院運営委員長自ら」付度して、いともたやすく「良識の府」である本院の歴史をねじまげ自ら「不要論」に手をかすのか。本院において多くの先輩方が積み上げてきた議会制民主主義の崩壊を招くもので断じて容認できない。

改めて「良識の府」「熟議の府」の議事運営を司る山本順三君は、その職として到底信任できず、職は務まらない。よって議院運営委員長解任決議案を提出する。

投票者氏名

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
賛成者氏名

二四〇名

足立 敏之君	阿達 雅志君	中泉 松司君	中川 雅治君	神本美恵子君	川合 孝典君
愛知 治郎君	青木 一彦君	中曾根弘文君	中西 健治君	川田 龍平君	小西 洋之君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	中西 哲君	中西 祐介君	小林 正夫君	古賀 之士君
朝日健太郎君	有村 治子君	中野 正志君	中山 恭子君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
井上 義行君	井原 巧君	長峯 誠君	二之湯 智君	芝 博一君	榎葉賀津也君
石井 準一君	石井 浩郎君	二之湯 武史君	西田 昌司君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君
石井 正弘君	石井みどり君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	羽生田 俊君	野村 哲郎君	長浜 博行君	難波 奨二君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	馬場 成志君	橋本 聖子君	野田 国義君	羽田雄一郎君
今井絵理子君	岩井 茂樹君	林 芳正君	平野 達男君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
宇都 隆史君	上野 通子君	福岡 資麿君	藤井 基之君	浜口 誠君	喜史君
江島 潔君	衛藤 晟一君	藤川 政人君	藤木 眞也君	平山佐知子君	福山 哲郎君
小川 克巳君	小野田紀美君	古川 俊治君	堀井 巖君	藤末 健三君	藤田 幸久君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	舞立 昇治君	松野たかお君	舟山 康江君	真山 勇一君
大沼みずほ君	大野 泰正君	松川 るい君	松下 新平君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
太田 房江君	岡田 直樹君	松村 祥史君	松山 政司君	宮沢 由佳君	森本 真治君
岡田 広君	片山さつき君	丸川 珠代君	丸山 和也君	矢田わか子君	柳田 稔君
金子原二郎君	木村 義雄君	三木 亨君	三原じゅん子君	吉川 沙織君	蓮 昉君
北村 経夫君	こやり隆史君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
古賀友一郎君	上月 良祐君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	宮島 喜文君	宮本 周司君	河野 義博君	熊野 正士君
佐藤 信秋君	山東 昭子君	元榮太一郎君	森 まさこ君	佐々木さやか君	里見 隆治君
酒井 庸行君	島田 三郎君	森屋 宏君	柳本 卓治君	杉 久武君	高瀬 弘美君
自見はなこ君	進藤金日子君	山崎 正昭君	山下 雄平君	竹谷とし子君	谷合 正明君
島村 大君	世耕 弘成君	山田 修路君	山田 俊男君	長沢 広明君	新妻 秀規君
末松 信介君	そのだ修光君	山田 宏君	山谷えり子君	西田 実仁君	浜田 昌良君
関口 昌一君	高野光二郎君	吉川 ゆうみ君	山本 順三君	平木 大作君	三浦 信祐君
高階恵美子君	滝沢 求君	和田 政宗君	吉田 博美君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君
高橋 克法君	武見 敬三君	渡辺美知太郎君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 香苗君
滝波 宏文君	塚田 一郎君	足立 信也君	渡邊 美樹君	山本 博司君	横山 信一君
柘植 芳文君	堂故 茂君	有田 芳生君	相原久美子君	若松 謙維君	井上 哲士君
鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	石上 俊雄君	伊藤 孝恵君	市田 忠義君	岩淵 友君
徳茂 雅之君		磯崎 哲史君	石橋 通宏君	紙 智子君	吉良よし子君
		小川 勝也君	江崎 孝君	倉林 明子君	小池 晃君
		大島九州男君	小川 敏夫君	田村 智子君	大門実紀史君
		大野 元裕君	大塚 耕平君	武田 良介君	辰巳孝太郎君
			風間 直樹君	仁比 聡平君	山下 芳生君

山添 拓君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 青木 愛君
木戸英司君 福島みずほ君
又市 征治君 山本 太郎君
アトニ才猪木君 行田 邦子君
松沢 成文君 薬師寺みちよ君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君 山口 和之君

反対者氏名

○名

日程第二 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)

日程第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二九名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君

小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 太田 房江君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 上野 隆史君
古賀友一郎君 上野 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山本 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君
島村 大君 進藤金日子君
末松 信介君 世耕 弘成君
関口 昌一君 高階恵美子君
高階恵美子君 滝波 克法君
滝波 克法君 滝沢 宏文君
滝沢 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 健治君
中西 哲君 中西 祐介君
中野 正志君 中山 恭子君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君

丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君

反対者氏名

○名

矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩淵 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君 青木 愛君
木戸英司君 福島みずほ君
又市 征治君 森 ゆうこ君
アトニ才猪木君 行田 邦子君
松沢 成文君 薬師寺みちよ君
伊波 洋一君 郡司 彰君
山口 和之君

日程第四 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(徳永エリ君外六名発議)
賛成者氏名 二二七名

足立 敏之君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井 みどり君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	今井絵理子君	宇都 隆史君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	徳茂 雅之君	中泉 松司君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

中曾根弘文君	中西 哲君	中野 正志君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君	藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	宮島 喜文君	元榮太一郎君	森屋 宏君	山崎 正昭君	山田 修路君	山田 宏君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	足立 信也君	有田 芳生君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	小川 勝也君	大島九州男君	大野 元裕君	神本美恵子君
--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

川田 龍平君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	長浜 博行君	野田 国義君	白 眞勲君	浜口 誠君	平山佐知子君	藤末 健三君	舟山 康江君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	矢田わか子君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木さやか君	杉 久武君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	市田 忠義君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聡平君	山添 拓君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

東 徹君	石井 苗子君	片山虎之助君	清水 貴之君	藤巻 健史君	渡辺 喜美君	木戸口英司君	森 ゆうこ君	行田 邦子君	薬師寺みちよ君	山口 和之君
石井 章君	片山 大介君	儀間 光男君	高木かおり君	室井 邦彦君	青木 愛君	又市 征治君	アノ二才猪木君	松沢 成文君	郡司 彰君	

反対者氏名 二名
山本 太郎君 伊波 洋一君

日程第五 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 二四一名

足立 敏之君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井 みどり君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	今井絵理子君	宇都 隆史君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

岡田 広君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	徳茂 雅之君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 哲君	中野 正志君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君	藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	進藤金日子君	世耕 弘成君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 健治君	中西 祐介君	中山 恭子君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	平野 達男君	藤井 基之君	藤井 眞也君	堀井 巖君	牧野たかお君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君

溝手 顕正君	宮島 喜文君	元榮太一郎君	森屋 宏君	山崎 正昭君	山田 修路君	山田 宏君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	渡辺美知太郎君	足立 信也君	有田 芳生君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	小川 勝也君	大島九州男君	大野 元裕君	神本美恵子君	川田 龍平君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	長浜 博行君	野田 国義君	白 眞敷君	浜口 誠君	平山佐知子君	藤末 健三君	舟山 康江君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	矢田わか子君	吉川 沙織君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	相原久美子君	伊藤 孝恵君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	風間 直樹君	川合 孝典君	小西 洋之君	古賀 之土君	櫻井 充君	榎葉賀津也君	田名部匡代君	那谷屋正義君	難波 奨二君	羽田雄一郎君	鉢呂 吉雄君	浜野 喜史君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	真山 勇一君	増子 輝彦君	森本 眞治君	柳田 稔君	蓮 舫君

反対者氏名

秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木さやか君	杉 久武君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	市田 忠義君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聡平君	山添 拓君	東 徹君	石井 苗子君	片山虎之助君	清水 貴之君	藤巻 健史君	渡辺 喜美君	木戸口英司君	又市 征治君	山本 太郎君	行田 邦子君	薬師寺みちよ君	糸数 慶子君	山口 和之君
伊藤 孝江君	魚住裕一郎君	熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	井上 哲士君	岩渕 友君	吉良よし子君	小池 晃君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	山下 芳生君	浅田 均君	石井 章君	片山 大介君	儀間 光男君	高木かおり君	室井 邦彦君	青木 愛君	福島みずほ君	森 ゆうこ君	アントニオ猪木君	松沢 成文君	伊波 洋一君	郡司 彰君	

○名

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明に
いては十五分、討論その他については一人十分に
制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)
賛成者(白色票)氏名 一六五名

足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	今井絵理子君	宇都 隆史君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	徳茂 雅之君
阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君	石井みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	上野 通子君	衛藤 晟二君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	進藤金日子君	世耕 弘成君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君

中泉 松司君	中川 雅治君	長沢 広明君	新妻 秀規君	野田 國義君	羽田雄一郎君
中曾根弘文君	中西 健治君	西田 実仁君	浜田 昌良君	白 眞敷君	鉢呂 吉雄君
中西 哲君	中西 祐介君	平木 大作君	三浦 信祐君	浜口 誠君	浜野 喜史君
中野 正志君	中山 恭子君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	平山佐知子君	福山 哲郎君
長峯 誠君	二之湯 智君	山口那津男君	山本 香苗君	藤末 健三君	藤田 幸久君
二之湯武史君	西田 昌司君	山本 博司君	横山 信一君	難波 獎二君	
野上浩太郎君	野村 哲郎君	若松 謙維君	浅田 均君	那谷屋正義君	
羽生田 俊君	長谷川 岳君	東 徹君	石井 章君	芝 博一君	
馬場 成志君	橋本 聖子君	石井 苗子君	片山 大介君	杉尾 秀哉君	
林 芳正君	平野 達男君	片山虎之助君	儀間 光男君	小池 晃君	
福岡 資麿君	藤井 基之君	清水 貴之君	高木かおり君	大門実紀史君	
藤岡 政人君	藤木 眞也君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	辰巳孝太郎君	
古川 俊治君	堀井 巖君	渡辺 喜美君	山口 和之君	山下 芳生君	
舞立 昇治君	松野たかお君	牧野たかお君	松山 新平君	伊波 洋一君	
松川 るい君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	
松村 祥史君	丸山 和也君	有田 芳生君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	
丸川 珠代君	三原じゅん子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	小川 敏夫君	
三宅 伸吾君	水落 敏榮君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	森 まさこ君	
溝手 顕正君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	
宮島 喜文君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山田 修路君	
元榮太一郎君	山田 俊男君	山田 修路君	山本 順三君	吉田 博美君	
森屋 宏君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	
山崎 正昭君	渡邊 美樹君	伊藤 孝江君	魚住裕一郎君	熊野 正士君	
山田 修路君	魚住裕一郎君	熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	
山田 宏君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	竹谷とし子君	
山本 一太君	谷合 正明君	竹谷とし子君			
吉川ゆうみ君					
和田 政宗君					
渡辺美知太郎君					
秋野 公造君					
石川 博崇君					
河野 義博君					
佐々木さやか君					
杉 久武君					
竹谷とし子君					

反対者(青色票)氏名

七三名

賛成者(白色票)氏名

七三名

反対者(青色票)氏名

一六五名

足立 信也君	相原久美子君	舟山 康江君	真山 勇一君	野田 國義君	羽田雄一郎君
有田 芳生君	伊藤 孝恵君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	白 眞敷君	鉢呂 吉雄君
磯崎 哲史君	石橋 通宏君	宮沢 由佳君	森本 真治君	浜口 誠君	浜野 喜史君
小川 勝也君	小川 敏夫君	矢田わか子君	柳田 稔君	平山佐知子君	福山 哲郎君
小林 正夫君	古賀 之土君	吉川 沙織君	蓮 舫君	藤末 健三君	藤田 幸久君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	井上 哲士君	市田 忠義君	山本 順三君	
芝 博一君	榛葉賀津也君	岩淵 友君	紙 智子君	西田 昌司君	
杉尾 秀哉君	田名部匡代君	吉良よし子君	倉林 明子君	野村 哲郎君	
徳永 工リ君	那谷屋正義君	小池 晃君	田村 智子君	長谷川 岳君	
長浜 博行君	難波 獎二君	大門実紀史君	武田 良介君	橋本 聖子君	
		辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	平野 達男君	
		山下 芳生君	山添 拓君	藤井 基之君	
		青木 愛君	木戸口英司君	藤木 眞也君	
		福島みずほ君	又市 征治君	堀井 巖君	
		森 ゆうこ君	山本 太郎君	渡辺 喜美君	
		伊波 洋一君	糸数 慶子君	山口 和之君	
		郡司 彰君			

小川 克巳君	小野田紀美君	松村 祥史君	松山 政司君	本決議案の議事における発言時間は趣旨説明につ	堂故 茂君	徳茂 雅之君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	丸川 珠代君	丸山 和也君	いては十五分、討論その他については一人十分に	豊田 俊郎君	中泉 松司君
大沼みずほ君	大野 泰正君	三木 亨君	三原じゅん子君	制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)	中川 雅治君	中曽根弘文君
太田 房江君	岡田 直樹君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君	賛成者(白色票)氏名 一六二名	中西 健治君	中西 哲君
岡田 広君	片山さつき君	溝手 顕正君	宮沢 洋一君	足立 敏之君	中西 祐介君	長峯 誠君
金子原二郎君	木村 義雄君	宮島 喜文君	宮本 周司君	愛知 治郎君	中山 恭子君	二之湯武史君
北村 経夫君	こやり隆史君	元榮太一郎君	森 まさこ君	青山 繁晴君	二之湯 智君	野上浩太郎君
古賀友一郎君	上月 良祐君	森屋 宏君	柳本 卓治君	朝日健太郎君	西田 昌司君	羽生田 俊君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	山崎 正昭君	山下 雄平君	井上 義行君	有村 治子君	馬場 成志君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山田 修路君	山田 俊男君	石井 準一君	井原 巧君	林 芳正君
酒井 庸行君	山東 昭子君	山田 宏君	山谷えり子君	石井 正弘君	石井 浩郎君	福岡 資麿君
自見はなこ君	島田 三郎君	山本 一太君	山本 順三君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	藤川 政人君
島村 大君	進藤金日子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	古川 俊治君
末松 信介君	世耕 弘成君	和田 政宗君	渡辺 猛之君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	堀井 眞也君
関口 昌一君	そのだ修光君	渡辺美知太郎君	伊藤 孝江君	宇都 隆史君	上野 通子君	舞立 昇治君
高階恵美子君	高野光二郎君	秋野 公造君	熊野 正士君	江島 潔君	衛藤 晟一君	松川 るい君
高橋 克法君	滝沢 求君	石川 博崇君	河野 義博君	小川 克巳君	小野田紀美君	松村 祥史君
滝波 宏文君	武見 敬三君	河野 義博君	佐々木さやか君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	丸川 珠代君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	河野 義博君	杉 久武君	大沼みずほ君	大野 泰正君	三木 亨君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	竹谷とし子君	太田 房江君	岡田 直樹君	三宅 伸吾君
徳茂 雅之君	中川 雅治君	長沢 広明君	長沢 実仁君	岡田 広君	金子原二郎君	溝手 顕正君
中泉 松司君	中西 健治君	西田 実仁君	平木 大作君	金子原二郎君	北村 経夫君	宮島 喜文君
中曽根弘文君	中西 祐介君	宮崎 勝君	山口那津男君	北村 経夫君	古賀友一郎君	森屋 宏君
中西 哲君	中山 恭子君	山口 和之君	山本 博司君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山崎 正昭君
長峯 誠君	二之湯 智君	山口 和之君	若松 謙維君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山田 修路君
二之湯武史君	西田 昌司君	山口 和之君	東 徹君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山田 宏君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	山口 和之君	石井 苗子君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山田 俊男君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	山口 和之君	片山虎之助君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山谷えり子君
馬場 成志君	橋本 聖子君	山口 和之君	清水 貴之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山本 順三君
林 芳正君	平野 達男君	山口 和之君	片山虎之助君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	吉川ゆうみ君
福岡 資麿君	藤井 基之君	山口 和之君	藤巻 健史君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	和田 政宗君
藤川 政人君	藤木 眞也君	山口 和之君	渡辺 喜美君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	渡辺美知太郎君
古川 俊治君	堀井 眞也君	山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	渡辺 美樹君
舞立 昇治君	牧野たかお君	山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	伊藤 孝江君
松川 るい君	松下 新平君	山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	魚住裕一郎君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	熊野 正士君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	古川 俊治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	堀井 眞也君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	舞立 昇治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松川 るい君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	松村 祥史君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	丸川 珠代君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	三原じゅん子君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	水落 敏栄君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	宮本 周司君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	森 まさこ君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	柳本 卓治君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	山下 雄平君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	羽生田 俊君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	馬場 成志君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	林 芳正君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	福岡 資麿君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	藤川 政人君
		山口 和之君	山口 和之君	佐藤 啓君	佐藤 正	

[illegible]

藤井 基之君	藤川 政人君	儀間 光男君	清水 貴之君	進藤金日子君	末松 信介君	山本 順三君	吉川 ゆうみ君
藤木 眞也君	古川 俊治君	高木 かおり君	藤巻 健史君	世耕 弘成君	関口 昌一君	吉田 博美君	和田 政宗君
堀井 巖君	舞立 昇治君	室井 邦彦君	渡辺 喜美君	そのだ修光君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
牧野たかお君	松川 るい君	薬師寺みちよ君	山口 和之君	高野光二郎君	高橋 克法君	渡邊 美樹君	伊藤 孝江君
松下 新平君	松村 祥史君			滝沢 求君	滝波 宏文君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
松山 政司君	丸川 珠代君			武見 敬三君	柘植 芳文君	河野 義博君	熊野 正士君
丸山 和也君	三木 亨君			塚田 一郎君	鶴保 庸介君	杉 久武君	里見 隆治君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君			堂故 茂君	徳茂 雅之君	竹谷とし子君	高瀬 弘美君
水落 敏榮君	溝手 顕正君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	長沢 広明君	谷合 正明君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君			中川 雅治君	中曽根弘文君	西田 実仁君	新妻 秀規君
宮本 周司君	元榮太一郎君			中西 健治君	中西 哲君	平木 大作君	三浦 信祐君
森 まさこ君				中西 祐介君	中野 正志君	宮崎 勝君	浅田 均君
柳本 卓治君				中山 恭子君	長峯 誠君	山口那津男君	石井 章君
山下 雄平君				二之湯 智君	二之湯武史君	山本 博司君	片山 大介君
山田 俊男君				西田 昌司君	野上浩太郎君	若松 謙維君	
山谷えり子君				野村 哲郎君	羽生田 俊君		
山本 順三君				長谷川 岳君	馬場 成志君		
吉田 博美君				橋本 聖子君	林 芳正君		
渡辺 猛之君				平野 達男君	福岡 資麿君		
渡邊 美樹君				藤井 基之君	藤川 政人君		
伊藤 孝江君				藤木 眞也君	古川 俊治君		
魚住裕一郎君				堀井 巖君	舞立 昇治君		
熊野 正士君				牧野たかお君	松川 るい君		
里見 隆治君				松下 新平君	松村 祥史君		
高瀬 弘美君				松山 政司君	丸川 珠代君		
谷合 正明君				丸山 和也君	三木 亨君		
新妻 秀規君				三原じゅん子君	三宅 伸吾君		
浜田 昌良君				水落 敏榮君	溝手 顕正君		
三浦 信祐君				宮沢 洋一君	宮島 喜文君		
矢倉 克夫君				宮本 周司君	元榮太一郎君		
山本 香苗君				森 まさこ君	森屋 宏君		
横山 信一君				柳本 卓治君	山崎 正昭君		
浅田 均君				山下 雄平君	山田 修路君		
石井 章君				山田 俊男君	山田 宏君		
片山 大介君				山谷えり子君	山本 一太君		

賛成者(白色票)氏名

一四九名

足立 敏之君

愛知 治郎君

青山 繁晴君

朝日健太郎君

井上 義行君

石井 準一君

石井 正弘君

石田 昌宏君

磯崎 陽輔君

今井絵理子君

宇都 隆史君

江島 潔君

小川 克巳君

尾辻 秀久君

大沼みずほ君

太田 房江君

岡田 広君

金子原二郎君

北村 経夫君

古賀友一郎君

佐藤 啓君

佐藤 正久君

山東 昭子君

島田 三郎君

阿達 雅志君

青木 一彦君

赤池 誠章君

有村 治子君

井原 巧君

石井 浩郎君

石井みどり君

磯崎 仁彦君

猪口 邦子君

岩井 茂樹君

上野 通子君

衛藤 晟一君

小野田紀美君

大家 敏志君

大野 泰正君

岡田 直樹君

片山さつき君

木村 義雄君

こやり隆史君

上月 良祐君

佐藤 信秋君

酒井 庸行君

自見はなこ君

島村 大君

反対者(青色票)氏名

九〇名

足立 信也君

有田 芳生君

石上 俊雄君

磯崎 哲史君

小川 勝也君

大島九州男君

大野 元裕君

神本美恵子君

川田 龍平君

小林 正夫君

斎藤 嘉隆君

芝 博一君

杉尾 秀哉君

徳永 エリ君

長浜 博行君

野田 国義君

白 眞敷君

相原久美子君

伊藤 孝恵君

石橋 通宏君

江崎 孝君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

風間 直樹君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

榎葉賀津也君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄一郎君

鉢呂 吉雄君

官報 (号外)

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分分に制限することの動議(牧野たかお君外一名提出)
賛成者(白色恵)氏名 一六四名

足立	敏之君	阿達	雅志君
愛知	治郎君	青木	一彦君

青山 繁晴君	赤池 誠章君	二之湯 智君	二之湯武士君
朝日健太郎君	有村 治子君	西田 昌司君	野上浩太郎君
井上 義行君	井原 巧君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
石井 準一君	石井 浩郎君	長谷川 岳君	馬場 成志君
石井 正弘君	石井みどり君	橋本 聖子君	林 芳正君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	平野 達男君	福岡 資麿君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	藤井 基之君	藤川 政人君
今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤木 眞也君	古川 俊治君
宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	舞立 昇治君
江島 潔君	衛藤 晟一君	牧野たかお君	松川 るい君
小川 克巳君	小野田紀美君	松下 新平君	松村 祥史君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	松山 政司君	丸川 珠代君
大沼みずほ君	大野 泰正君	丸山 和也君	三木 亨君
太田 房江君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
岡田 広君	片山さつき君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
金子原二郎君	木村 義雄君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
北村 経夫君	こやり隆史君	宮本 周司君	元榮太一郎君
古賀友一郎君	上月 良祐君	森 まさこ君	森屋 宏君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	山下 雄平君	山田 修路君
山東 昭子君	自見はなこ君	山田 俊男君	山田 宏君
島田 三郎君	島村 大君	山谷えり子君	山本 一太君
進藤金日子君	末松 信介君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
世耕 弘成君	関口 昌一君	吉田 博美君	和田 政宗君
そのだ修光君	高階恵美子君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
高野光二郎君	高橋 克法君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
滝沢 求君	滝波 宏文君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
武見 敬三君	柘植 芳文君	魚住裕一郎君	河野 義博君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	熊野 正士君	佐々木さやか君
堂故 茂君	徳茂 雅之君	里見 隆治君	杉 久武君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君
中川 雅治君	中曽根弘文君	谷合 正明君	長沢 広明君
中西 健治君	中西 哲君	新妻 秀規君	西田 実仁君
中西 祐介君	中野 正志君	浜田 昌良君	平木 大作君
中山 恭子君	長峯 誠君	三浦 信祐君	宮崎 勝君

矢倉	克夫君	山口那津男君
山本	香苗君	山本 博司君
横山	信一君	若松 謙維君
浅田	均君	東 徹君
石井	章君	石井 苗子君
片山	大介君	片山虎之助君
儀間	光男君	清水 貴之君
高木かおり君		藤巻 健史君
室井 邦彦君		渡辺 喜美君
薬師寺みちよ君		山口 和之君

反对者(青色票)氏名

七三名

足立	信也君	相原久美子君
有田	芳生君	伊藤 孝惠君
石上	俊雄君	石橋 通宏君
磯崎	哲史君	江崎 孝君
小川	勝也君	小川 敏夫君
大島九州男君		大塚 耕平君
大野 元裕君		風間 直樹君
神本美恵子君		川合 孝典君
川田 龍平君		小西 洋之君
小林 正夫君		古賀 之士君
斎藤 嘉隆君		櫻井 充君
芝 博一君		榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君		田名部匡代君
徳永 エリ君		那谷屋正義君
長浜 博行君		難波 奨二君
野田 国義君		羽田雄一郎君
白 眞勲君		鉢呂 吉雄君
浜口 誠君		浜野 喜史君
平山佐知子君		福山 哲郎君
藤末 健三君		藤田 幸久君
舟山 康江君		真山 勇一君
牧山ひろえ君		増子 輝彦君
宮沢 由佳君		森本 真治君

議院運営委員長山本順三君解任決議案(吉川沙織君外一名発議)

賛成者(白色票氏名)

七三名

矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舩君
井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
青木 愛君 木戸口英司君
福島みずほ君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞敷君 鉢呂 吉雄君

反対者(青色票氏名)

一六二名

浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舩君
井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
青木 愛君 木戸口英司君
福島みずほ君 又市 征治君
森 ゆうこ君 山本 太郎君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君

尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
山東 昭子君 自見はなこ君
島田 三郎君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敏三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
中山 恭子君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
平野 達男君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
藤木 眞也君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君

松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原じゅん子君 水落 敏栄君
水落 敏栄君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
柳本 卓治君 山下 雄平君
山下 雄平君 山田 俊男君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 順三君 吉田 博美君
吉田 博美君 渡辺 猛之君
渡辺 美樹君 伊藤 孝江君
伊藤 孝江君 魚住裕一郎君
熊野 正士君 里見 隆治君
高瀬 弘美君 谷合 正明君
谷合 正明君 新妻 秀規君
浜田 昌良君 三浦 信祐君
矢倉 克夫君 山本 香苗君
山本 香苗君 横山 信一君
浅田 均君 石井 章君
石井 章君 片山 大介君
儀間 光男君 高木かおり君
高木かおり君 室井 邦彦君
渡辺 喜美君

東海再処理工場のシビアアクシデント防止等
に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月一日

参議院議長 伊達 忠一殿 川田 龍平

東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問主意書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)の核燃料サイクル工学研究所(以下「東海再処理工場」という。)には、二〇一三年二月一日現在、福島原発事故で大気へ放出されたセシウム137の約八十倍の量の高放射性廃液が貯蔵されていると聞いている。高放射性廃液を冷却できなくなると、高放射性廃液の沸騰・蒸発・硝酸塩爆発・水素爆発等により、シビアアクシデント(二〇一七年一月三十一日の日本原子力学会再処理・リサイクル部会核燃料サイクル施設シビアアクシデント研究ワーキンググループフェーズII報告書「再処理施設において想定される事故の影響評価手法の現状と課題」が定義する「設計基準事故の想定を超える条件で発生し、その判断基準を超えて大きい影響をもたらす事故」をいう。以下同じ。)に拡大する可能性がある。東海再処理工場において絶対にシビアアクシデントを起こさないよう厳しい監視と指導が必要との観点から質問するので、首都圏が放射能汚染により壊滅状態になるのではないかと懸念を拭拭するべく、以下の質問に、一つ一つ丁寧に答弁いただきたい。

一 東海再処理工場について、「高レベル放射性廃液が約四百立方メートルあり、十二年半かけてガラスで固める作業が続ける。(中略)た、ガラスで固める設備は老朽化で故障が相次ぎ、

今年はず定の四分の一しか処理できなかった。」との報道(朝日新聞二〇一六年十二月一日)があったが、この報道内容は事実か。多くの国民は、高放射性廃液の早期のガラス固化によるリスク低下を期待していたが、この報道内容が事実とすれば、「十二年半かけて行う」というガラス固化の作業目標が実現するかどうか危ぶまれる事態である。政府は、このような遅延事態に至ったJAEAの計画や技術的問題をどう捉え、どのように指導しているのか。

二 東海再処理工場の敷地は標高約六メートルである。隣接する東海第二発電所では防潮堤の建設計画があるが、東海再処理工場では計画されていない。気象庁ホームページにある「津波波高と被害程度」という表からは、二十メートルをこす津波は鉄筋コンクリートビルを全面破壊することが読み取れる。このことは東日本大震災で大津波による被害を受けた沿岸部の建物の状況を見ても明らかである。JAEAは東海再処理工場付近の基準津波を十四メートル程度と評価しているが、東海第二発電所では基準津波を十七メートルと評価し、二十メートルの防潮堤を作る対策をとっていることを考えると、東海再処理工場の高放射性廃液貯蔵建屋のコンクリート壁が津波により破壊されるのではないかと懸念が生ずる。東海再処理工場においても、高放射性廃液の固化が完了するまでは、リスク回避のために、東海第二発電所と同じ程度の防潮堤対策を講ずる等何らかの対策が必要ではないか。

三 前記一の報道では、東海再処理工場に「中身がよくわからない廃棄物の容器が多数あり、確認のうえ分別しなければならぬ。使用済み燃料の被覆管が入ったドラム缶は貯蔵プールの底に整理されずに山積みされている。作業のための取り出し装置を新たに作る必要がある。」と

あったが、この報道内容は事実か。この報道内容が事実で、日本有数の原子力学者・専門家集団であるJAEAの事業所でこのような杜撰な管理がなされてきたとすれば、「研究・開発が先行し「廃棄」に対する視点が欠落してきたことを示しているのではないか。原子力事業の全てに渡って、後始末について無責任な対応が横行していることは、文科省を始めとする監督官庁に責任があるのではないか。

四 東海再処理工場に存在する使用済み核燃料に関する以下の質問について、まとめることなく個々に答弁されたい。

1 現在、東海再処理工場には何体・何トンの使用済み核燃料が保管されているのか。その内訳はこの核施設で発生したものか、MOX燃料とウラン燃料とを区別して示されているか。

2 前記1の使用済み核燃料に含まれるセシウム137の放射能総量は何ベクレルか。

3 使用済み核燃料が燃料貯蔵プール内に保管されていると聞くが、燃料貯蔵プールに冷却水を供給できなくなった場合、燃料貯蔵プール内の水の沸騰は何日で開始するのか。また冷却水漏れ事故等が発生した場合、使用済み核燃料の緊急避難移送先は確保されているのか。

4 JAEAの「東海再処理施設の廃止に向けた計画」では、燃料貯蔵プール内に保管中の使用済み核燃料は海外での再処理を視野に入れて搬出先を検討中」としているが、いつからどの国で再処理を行い、使用済み核燃料をどのように搬出する計画なのか。

5 現在、日本はプルトニウムを過剰に保有しているが、この状況において、使用済み核燃料の「海外再処理」を認めてよいのか。乾式貯蔵などに切り替えてより安全に使用済み核燃料を保管する等の検討は行われていないのか。

五 東海再処理工場において一九七七年に実際の使用済み核燃料による試験が開始されてから現在まで、四十年が経過している。高放射性廃液は腐食性の強い、濃い硝酸溶液である。東海再処理工場の各工程の装置・貯槽・配管などで、高放射性廃液と接しそれを閉じ込めている金属材料の腐食が高経年化により進行していることが予想される。東海再処理工場では、一九七八年、一九八三年の酸回収蒸発缶、一九九五年の高放射性廃液蒸発缶等の腐食によるトラブルが数多く報告されている。現在行われている高放射性廃液のガラス固化に際し、溶融炉から発生する廃ガス中の放射性物質は洗浄され、蒸発缶で回収されるものと思われるが、現在使用している蒸発缶の安全性は確認されているのか。東海再処理工場の各設備や機器の腐食問題がガラス固化計画の進行を左右するものと思われるが、腐食問題に関する国の監視・指導はどのように行われているのか。

六 欧州の原発では最悪の事態に備え溶融炉心を受け止めるコアキャッチャー施設がある。以前、市民団体が、東海再処理工場で大地震や大津波による電源喪失や冷却パイプの破損などにより高放射性廃液の冷却ができなくなってしまう場合の最終方策について質問したところ、JAEAは二〇二二年七月二十四日、「福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策による冷却はこれまでの訓練実績から二十時間以内で実施可能です。もし、仮にこの対策を講じることができなくなった場合には、高放射性廃液貯槽を設置しているセル(鉄筋コンクリート製の小部屋、以下同じ)にポンプ車を用いて直接冷却用の水を入れ冷却するなどの対策を行い、沸騰を防止することが考えられます。」

と文書で答えている。このセル水没による防護策はそれなりに意味があるものと思われるが、この回答を国は把握しているのか。また、このような防護策はセル等の構造を踏まえ技術的に可能であると認識しているのか。

七 原子力安全委員会の決定「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」(一九九二年五月二十八日)の基となった、原子炉安全基準専門部会共通問題懇談会の「シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントに関する検討報告書」格納容器対策を中心として「の四の一」において「海外においては、既存設備の有効な活用に加え、追加設備の措置による格納容器対策として以下に述べるようなものが考えられている。」とあり、BWRプラントへの格納容器対策として「水素制御設備があげられていた。また、四の二において「米国ではNRCが一九七九年～一九八〇年に、TMI-2事故の検討に基づき勧告及びアクションプランを発表し、BWRプラント及びPWRアイスクンデンス型プラントへの水素対策の実施を求めた。」とある。原発事故による発生水素ガス対策としてこのような「水素制御装置」が福島第一原発に設置されていたなら、東日本大震災における福島第一原発の事故による被害が縮小されたと考えられるが、見解を示されたい。

八 前記七の報告書で示された格納容器対策には、東海・六ヶ所の再処理工場においてもあてはまる対策があるのではないかと推察される。すなわち、前記七の報告書四の一において海外の格納容器対策としてあげられている「フィルター付ベント設備」、「格納容器内注水設備」、「水素制御設備」等の東海・六ヶ所の再処理工場における高放射性廃液貯槽等への設置、「ADSの機能強化」等の対策をとること

が、シビアアクシデントから国民を守るため必要と思われるが、見解を示されたい。

九 東海再処理工場が操業していたのは約三十年間である。その間に作られた放射性廃棄物を処理し、施設の廃止が完了するまで約七十年かかるとする工程表をJAEAが示したとの報道(毎日新聞二〇一六年九月九日)があったが、この報道内容は事実か。放射性廃棄物の生産期間に對して、その後の処理に要する期間が倍以上かかり、しかも施設の廃止費用が八千億円とされている事態には、経済的合理性がないのではないか。再処理工場を推進・監督してきた立場からの見解を示されたい。

平成二十九年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出東海再処理工場のシビアアクシデント防止等に関する質問に對する答弁書

一について

個別の報道の内容に關し、政府としてコメントすることは差し控えたい。なお、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)が平成二十八年十一月三十日に原子力規制委員会に提出した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止に向けた計画等の検討について(報告)」(以下「報告書」という。)によると、同年一月三十一日時点の原子力機構の核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「東海再処理施設」という。)

における高放射性廃液の保有量は、約四百立方メートルであり、そのガラス固化処理の目標処理期間は、同年十一月三十日時点で十二・五年であったとのことである。また、東海再処理施設では、同年に約五十本の高放射性廃液のガラス固化体を製造する予定であったところ、関連設備で発生したトラブル等のため、同年中に製造したのは十三本であったところと承知している。

さらに、お尋ねの「JAEAの計画や技術的問題をどう捉え」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、原子力機構に對し、東海再処理施設の廃止を、安全確保を大前提として、着実かつ責任を持つて進めるように、今後とも指導してまいりたい。

二について

原子力機構は、東海再処理施設について、原子力規制委員会に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。)第五十条の五第二項の規定に基づく廃止措置に関する計画(以下「廃止措置計画」という。)の認可の申請をする予定であると承知しており、原子力規制委員会において、当該認可の申請に係る廃止措置計画について、同条第三項において準用する法第十二条の六第四項の規定に基づいて、廃止措置期間中における津波対策等が災害の防止上適切なものであること等の基準に適合していると認められるかどうかを審査することになるものと考えている。

三について

個別の報道の内容に關し、政府としてコメントすることは差し控えたい。いずれにせよ、東海再処理施設における放射性廃棄物の管理については、法第四十八条第一項第三号等の規定に基づく措置が講じられているものと認識してお

り、「監督官庁に責任がある」との御指摘は当たらない。なお、原子力機構からは、将来の高放射性固体廃棄物の処理を見据え、高放射性固体廃棄物の貯蔵状態の改善を行う予定があると聞いている。

四の1について

報告書によると、平成二十八年一月三十一日時点の東海再処理施設における使用済燃料集合体の保有量は、MOX燃料が百五十三体、二十三トン及びウラン燃料が百十二体、十七トンであり、いずれも新型転換炉「ふげん」(以下「ふげん」という。)から発生したものであったとのことである。

四の2について

お尋ねの「前記1の使用済み核燃料に含まれるセシウム137の放射能総量」については、承知していない。

四の3について

報告書によると、現在貯蔵中のふげんから発生した使用済燃料は、長期間にわたり冷却されており発熱量が低く、使用済燃料貯蔵プールの水循環を停止しても水温は上昇しないことから、「沸騰は何日で開始するか」とのお尋ねにお答えすることは困難である。

また、御指摘の「緊急避難移送先」の意味するところが明らかではないため、「緊急避難移送先は確保されているのか」とのお尋ねにお答えすることは困難である。なお、報告書によると、プール水が全喪失に至った場合においても、燃料損傷に至ることはなく、未臨界を維持することである。

四の4について

お尋ねの「いつからどの国で再処理を行い、使用済み核燃料をどのように搬出する計画なのか」については、政府としてお答えする段階にない。

四の5について

我が国は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持しており、「日本はプルトニウムを過剰に保有している」との御指摘は当たらないことから、「この状況において、使用済み核燃料の「海外再処理」を認めてよいのか」とのお尋ねにお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「より安全に使用済み核燃料を保管する等の検討」については、政府としては、原子力機構において、東海再処理施設における使用済燃料についての御指摘のような「検討」が行われているかどうかは承知していない。

五について

お尋ねの「現在使用している蒸発缶」の意味するところが必ずしも明らかではないが、科学技術庁(当時)においては、東海再処理施設においてガラス固化処理を行うガラス固化技術開発施設に係る法第四十五条第一項の設計及び工事の方法の認可に当たって、当該施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち施設の安全性を確保する上で重要なものの材料及び構造が、その設計上要求される強度及び耐食性を有していること等を確認している。また、法第四十六条の二の二本文において、「再処理事業者は、再処理施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその再処理施設を維持しなければならない」と規定されているところ、腐食等により施設の安全性に影響を及ぼすおそれのある場合に適切な措置が講じられること等、原子力機構が同条の規定に従い東海再処理施設の性能を維持していることを、原子力規制委員会において法第五十条第五項の規定に基づく検査等において確認することとしている。

六について

御指摘の「この回答」については、政府として把握していない。

また、お尋ねの「セル等の構造を踏まえ技術的に可能」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、報告書によると、東海再処理施設においては、崩壊熱除去機能及び水素掃気機能の回復のための可搬型設備を配備しており、必要に応じて貯槽等に直接給水、圧縮空気を供給することが可能となるよう対策を実施しているとのことである。

七について

お尋ねのような仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

八について

御指摘の「シビアアクシデントから国民を守るため」の対策等については、再処理事業者において、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号)に適合するように適切に講じられるべきものであると考えている。

報告書においては、東海再処理施設の廃止措置の全体計画として、管理区域解除までの約七十年間の工程の概要が示されている。

また、東海再処理施設が、我が国初の使用済燃料の再処理施設であり、再処理技術の開発やそれを通じた人材育成等の再処理技術の国内定着に先導的役割を果たしてきたことを踏まえれば、「経済的合理性がない」との御指摘は当たらない。

統合幕僚長の定年延長に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月二日

参議院議長 伊達 忠一殿

古賀 之士

統合幕僚長の定年延長に関する質問主意書
防衛省は本年五月二十八日、河野克俊統合幕僚長の定年再延長の人事を発令した。しかし、その理由については明らかにされていない。そこで、以下質問する。

自衛隊法第四十五条第四項は、自衛官の定年再延長が可能な場合として、自衛官の定年延長について定める同条第三項の「自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼす」との事由が引き続き存すると認める」ときとしている。そこで、昨年十一月二十八日発令の河野統合幕僚長の定年延長の際に「退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼす」とした具体的な理由を示すとともに、今回の定年再延長の際に「事由が引き続き存すると認める」とした具体的な理由を示されたい。

右質問する。

平成二十九年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古賀之士君提出統合幕僚長の定年延長に関する質問に対する答弁書

平成二十八年十一月二十八日に発令された自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十五条第三項の規定による河野克俊統合幕僚長の勤務期間の延長は、我が国を取り巻く安全保障環境等を踏まえ、自衛隊の各種任務を適切に遂行するために防衛大臣が判断し行ったものであり、同様の事由が引き続き存することから、今般、同条第四項の規定により、その勤務期間を延長したものである。

テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月五日

参議院議長 伊達 忠一殿

牧山ひろえ

テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問主意書
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十三回国会閉会法第六四号)により改正される組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「改正組織的犯罪処罰法」という。)に新設される第六条の二のテロ等準備罪の処罰対象は、改正組織的犯罪処罰法別表第四に掲げる罪のうち一定のものに当たる行為で、「組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は(中略)組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を「二人以上で計画し、」その計

画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた」と認められる場合である。故意により、このような二人以上で計画した犯罪を実行するための準備行為(実行準備行為)をした者であるとの具体的嫌疑がある場合でなければ、テロ等準備罪について捜査の対象となることはない理解するところである。

出入国管理及び難民認定法(入管法)第七十四条の集団密航助長罪(集団密航者を不法入国させる行為等)に関する個別具体的事案(嫌疑)に則して、行政書士の業務とテロ等準備罪における実行準備行為との関係について次の通り質問する。

一 行政書士が、日本語学校から依頼を受け、二名以上の当該日本語学校の入学内定者について、「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請を出入国管理局に行った場合において、後に、在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書等に虚偽のものが含まれていることが発覚したとき、在留資格認定証明書の交付申請を出入国管理局に提出した当該行政書士は、集団密航助長罪の実行準備行為の嫌疑があるとしてテロ等準備罪の捜査対象になる可能性があるか。

二 本邦にある会社が、雇用する外国人に従事させる予定の業務は一定程度の専門性があると考え、いわゆる単純労働ではないとして行政書士に相談し、当該会社と行政書士が、二名以上の当該会社の外国人内定者について、「技術」、「人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付申請の準備行為をメール等で行った場合において、後に、出入国管理局や捜査機関が、当該会社が雇用する外国人に従事させる予定の業務は、当該在留資格では就労資格がない、いわゆる単純労働であると認定したとき、当該行政書士は、テロ等準備罪の捜査の対象になると思

われるがいかか。

三 前記一や前記二の事案において、虚偽文書を提出したことや、当該在留資格では就労資格がない業務を外国人に行わせたことが当該行政書士の「故意による」のか否かは、当該行政書士を捜査しなければ判別できないと思われるがいかか。

四 テロ等準備罪における「組織的犯罪集団」の定義が明確ではなく、行政書士に依頼した団体が「組織的犯罪集団」にあたるのか、行政書士が業務を受託するときに判別するのは困難であるため、「組織的犯罪集団」の定義を個別具体的に規定すべきであると思われるがいかか。

五 テロ等準備罪における「計画をした犯罪を実行するための準備行為」の定義が曖昧であり、行政書士の在留資格認定証明書交付申請業務における何ら違法性のない行為(相談、書類作成等)が「計画をした犯罪を実行するための準備行為」と混同されるケースもありえると思われるがいかか。

右質問する。

平成二十九年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出テロ等準備罪に係る実行準備行為と行政書士業務に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

ある事案において、犯罪が成立するか否かや、ある者が捜査の対象となるか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断される

べきものであり、一概にお答えすることは困難である。

なお、一般論として申し上げれば、現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第六条の二第一項に規定する組織的犯罪集団(以下単に「組織的犯罪集団」という)は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第一項に規定する団体のうち、「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」というと明確に定義されており、犯罪の実行を共同の目的とすることなく営業している会社その他の団体は、組織的犯罪集団に該当しない。したがって、このような会社その他の団体の依頼を受けて官公署への申請に係る書類を作成し、提出する行為や当該書類の作成について相談に応ずる等の行為は、同項又は同条第二項にいう「計画をした犯罪を実行するための準備行為」に該当することはない。同条第一項又は第二項の罪についての具体的嫌疑が生ずることはないため、捜査の対象となることもない。

四について

御指摘の「組織的犯罪集団」の定義を個別具体的に規定すべきである」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一から三まで及び五について述べたとおり、組織的犯罪集団の定義は明確である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二六円